

第1章

建設労働者のたたかいの伝統

東京土建の結成は、直接的には戦前の建設労働運動の伝統を人的にも引き継いだものです。第1章では、さらにそれ以前、日本の建設職人の組織が作られた歴史にさかのぼり、東京土建の結成は歴史的に必然であったことを明らかにしてみました。

1. 日本における職人組織の形成——「座」「株仲間」「太子講」

平安後期から鎌倉時代に入る頃（12世紀）、主に商工業者や芸能者による同業組織としての「座」が作られ、戦国時代まで存続します。建築関係の「座」は、当時、寺院造営に従事する工匠たちが一つにまとまり、座が寺院の建築工事を独占する権利を与えられていました。従って職人は、どこかの座に属しないと、原則として仕事ができませんでした。

江戸時代（1603年）になると幕府は、現金収入（冥加金〈みょうがきん〉・上納金）を納める代わりに販売権を独占し増と商人統制を企図し「座」に代わり「株仲間」を公認にします。幕府はその後「手間料の高値を申し合わせる」ことを「ご法度」として「株仲間」を一旦禁止し、大半を解散させました。しかし、流通の混乱や景気の悪化を招き、藩幕体制下の商業秩序を維持するために、その存在を認めざるを得なくなりました。「株仲間」は、年2回の大寄合で、賃金を決めていました。1860年の資料によると、江戸市中に住む店持ちの石工の株仲間は13組に、江戸大工職組合は21組に分かれていたとされています。「株仲間」は、江戸、京都、大坂などの都市部の親方を中心にした組織でした。

一方、小都市や農村部の一人親方を中心に「太子講」という組織もありました。太子講は、聖徳太子が大陸の仏教文化を輸入し、日本最初の大寺、法隆寺や四天王寺を建立したことから、建築職人は、聖徳太子を工匠の祖として崇めまつり、技術の向上、身の安泰などを祈願する「講」（神仏を祭り、または参詣する同行者で組織する団体）でした。やがて職人の地位や生活向上のための組合としての性格を強め、賃金の協定などをするようになっていきます。

現在、全建総連に加盟している地方の組合の中には、この「太子講」の流れをくむ組織も存在しています。

2. 明治維新と建築職人——職人組合など同業組合結成

明治維新は、徳川幕府を終わらせて近代社会へ日本が歩みだす大きな変革でした。封建社会から資本主義社会へと革命によって移行したヨーロッパのフランス革命などと違って、地主制度が残されるなど、封建制度が広く残りました。このことは、建築職人

の地位にも深く影響しました。

明治維新後の天皇制政府は、急速な生産力の発展と軍事的国家を作る上で閉鎖的な「株仲間」を解体する必要と判断して廃止します。その結果、営業の独占、競争の排除、賃金や労働条件、見習工の養成制限による労働力調整などに関するギルド規制（同業組合の職人保護規定）が撤廃され、町場市場は乱れ、職人の賃金はきわめて不安定な状況になりました。

1885（明治18）年、政府は同業職組合準則を交付、これをきっかけに職人組合の結成が一段とすすみ、土木組合、東京大鋸（おが）組合、東京石工組合、東京建具職業組合、東京屋根板金工事請負業組合、東京屋根瓦請負業組合、東京畳職組合、東京大工職組合など同業組合が結成されました。

職人組合は、物価の変動にあわせて新協定賃金を決め、親方組合に申し入れ、親方組合は材木商組合と交渉して、新しい賃金を決定する江戸時代のやり方を踏襲していました。

1889（明治22）年政府は、国の発注工事すべてに一般公開競争入札制度を導入する会計法を公布しました。このことによって、親方・職人の請負人に対する従属関係が強化され、職人の社会的地位が低下しました。

しかし、米価の高騰が労働者のたたかひを高揚させ、1888（明治21）年から1912（明治45）年までの25年間に建設労働者の争議がなかったのは2年だけだったといえます。争議の原因は、ほとんどが米価の高騰、暴落にともなう賃上げ要求、賃下げ反対の繰り返しでした。

3. 戦前の労働組合運動——建設労働者も結成に参加

1897（明治30）年、日本で最初の近代的労働組合である、労働組合期成会が発足しました。中心となったのは、アメリカから帰国した高野房太郎、片山潜でした。この年は米価の高騰に反対する労働者のたたかひが高揚し、労働組合期成会が7月に発足すると、11月には加入者が千人を超え、12月には鉄工組合、日本鉄道矯正会、活版工組合が結成されました。

労働運動は高揚しましたが、1900（明治33）年、労働組合への加入、団体交渉、同盟罷業（ストライキ）などを規制し、取り締まりを強化する治安警察法（日清戦争〈1894年7月—1895年3月〉後に高まりを見せはじめ、先鋭化しつつあった労働運動を取り締まる為に、制定された法律。敗戦直後の1945年11月に廃止）が制定され、政府の弾圧にさらされ壊滅させられます。

しかし、建設労働者を含む労働者のたたかひがなくなったわけではありません。明治の末にも労働争議は相次ぎ、その高揚の中で、1912（大正元）年、法学士の鈴木文治の指導で15名が集まって、労働者同士の相互扶助が目的の労働団体の友愛会が結成されます。友愛会の第1号会員は鈴木文治、第2号会員は畳工の岡村重次郎、幹事には電工の高橋秀雄、大工の伊藤友吉が選ばれています。友愛会は、1年後に1,200人、3年後に7,500人、5年後の1万8,000人、8年後の1920（大正9）年に3万人へと着実に組織を伸ばし

ました。

1917（大正6）年、ロシア社会主義革命が成功すると、1918（大正7）年に日本を含む米・英・仏・伊の帝国主義列強は、ロシア革命に対する反革命干渉戦争（シベリア出兵）を開始しました。日本政府もシベリアに出兵し、それが米の暴騰を呼び翌年米騒動と呼ばれる暴動事件が起こります。

米騒動は、富山県魚津町の主婦を皮切りに1道3府37県369カ所、民衆数百万人が立ち上がり、軍隊10万人以上が投入されました。多くの建設労働者もこの米騒動に参加しました。日本の民衆に団結の力の強さを実感させ、大正デモクラシーと日本の近代的労働運動が出発する大きな原動力になりました。

1921（大正10）年親睦団体であった友愛会は、名称を日本労働組合総同盟に変え、戦闘的な労働組合へと発展していきました。

4. 日本労働組合全国協議会と日本土木建築労働組合結成

1929（昭和4）年、非合法下で日本労働組合全国協議会（全協）が結成され、行動綱領の中に「全額国庫負担の健康保険制度確立」がかかげられました。

全協の産業別組合確立の方針を受けて1931（昭和6）年4月、日本土木建築労働組合（全協土建）が結成されます。組合員は700人からその年の暮れには2,750人まで増え、東京、神奈川、山梨、名古屋、大阪に支部、東京支部にタイル、鉄筋工、衛生・暖房工、大工、塗装工、左官などの分会が確立しました。この当時のメンバーには、戦後、東京土建の結成に参加した伊藤清、外沢謙次郎、国府武夫などの方々が含まれていました。

全協は、国鉄大船渡線工事現場、東京地下鉄争議、東京市電争議など各地で素晴らしいたたかいを組織しました。しかし「天皇制打倒」をスローガンにかかげたこともあり、治安当局の徹底した弾圧で、治安維持法違反（国体〈皇室〉や私有財産制を否定する運動を取り締まることを目的として1925年に制定、1941年全面改定。当初は、左翼が対象といわれていたが、宗教団体、右翼活動、自由主義等、政府批判はすべて弾圧の対象となった）による逮捕者が相次ぎ、1934（昭和9）年に消滅させられました。

5. 東京石工組合—賃金引下げ反対掲げ東京全市ゼネスト

日本土木建築労働組合が結成された1931（昭和6）年、東京石工組合2千数百人が2カ月に及ぶ全市ゼネストを決行しました。東京石工組合の協定賃金は3円20銭でしたが、2円以下までに低下していました。東京石工組合は、親方組合（東京花崗石請負組合及び石材工業組合）に対して、賃金引き下げ反対と同時に組合民主化（ボス支配の排除）を掲げてたたかいました。

東京石工組合の全市ゼネストにより、新築中の国会議事堂をはじめ、明治生命本社、高島屋呉服店、上野駅などの大建築の石材加工現場には1人の石工の姿もなくなったといわれ、上野駅広場の開業に遅れをきたすなどの影響がでました。

この全市（旧東京府に1889年〈明治22年〉から1943年〈昭和18年〉までの間に存在していた市。現在の東京23区に相当）ゼネストは、警視庁調停課の調停により賃金日額2円70銭での解決となりました。当時親方組合は、職人組合の世話役の下に“二分五厘”という暴力団とも深い関係にあるゴロツキを置き、暴力的に支配していました。“二分五厘”は、親方と職人の間を上手に立ち回り、双方からカネをせびってうまい汁を吸い続けていました。しかし、このゼネストによって“二分五厘”の策動を封じ、親方組合が石工組合を甘く見ていたのを改めさせ、組合を民主化する成果を収めました。

このたたかいは伊藤清、石黒義雄、久保田保太郎など、戦後東京土建の委員長、副委員長となった人々が先頭に立って指導しました。

年	賃金	年	賃金
明治元年	五十銭	昭和元年	二円二十銭
明治七年	四十五銭	昭和七年	三円十銭
明治十年	三十五銭	昭和十年	三円十銭
明治十五年	三十五銭	昭和十五年	三円十銭
明治二十年	三十五銭	昭和二十年	三円十銭
明治二十五年	三十五銭	昭和二十五年	三円十銭
明治三十年	三十五銭	昭和三十年	三円十銭
明治三十五年	三十五銭	昭和三十五年	三円十銭
明治四十年	三十五銭	昭和四十年	三円十銭
明治四十五年	三十五銭	昭和四十五年	三円十銭
明治五十年	三十五銭	昭和五十年	三円十銭
明治五十五年	三十五銭	昭和五十五年	三円十銭
明治六十年	三十五銭	昭和六十年	三円十銭
明治六十五年	三十五銭	昭和六十五年	三円十銭
明治七十年	三十五銭	昭和七十年	三円十銭
明治七十五年	三十五銭	昭和七十五年	三円十銭
明治八十年	三十五銭	昭和八十年	三円十銭
明治八十五年	三十五銭	昭和八十五年	三円十銭
明治九十年	三十五銭	昭和九十年	三円十銭
明治九十五年	三十五銭	昭和九十五年	三円十銭
明治一〇〇年	三十五銭	昭和一〇〇年	三円十銭

戦前戦後の大工の手間賃表

6. 建設労働者と健康保険——「ケガと弁当は手前もち」

建築職人は、「江戸の昔、町人文化の代表的な存在として優れた腕前をふるって」（美濃部亮吉東京都知事）、高い社会的地位を確立していました。

しかし、明治時代以後の近代化のなかで、日本で最初の労働者保護法である「工場法」（1916・大正5年）、健康保険法（1922・大正11年）、労働者災害扶助法（1932・昭和7年）、国民健康保険法（1938・昭和13年）が施行されましたが、いずれも建設労働者は社会保障制度から排除され、「ケガと弁当は手前もち」と言われる時代が長く続きました。

戦前の労働者の労働条件、国民の生活状況、衛生状態は、近代国家の表面とは相反して、極めて劣悪なものでした。諸外国に比べて、乳幼児の死亡率は高く（1925年頃まで出生1,000人に対し150人以上）、結核死亡率も漸増、人口増加率は漸減、農村青年の体力低下が問題になり、労働争議は多発し、農村は疲弊し、国民に不満が充満していました。そのため政府は、社会保障制度の創設・拡充が求められ、「戦争政策、経済対策、治安（思想）対策という観点から」（国保中央会）社会保障の拡充を実現させました。

工場法は、最低労働基準を決めたものです。資本家の頑強な抵抗と労働運動の力が弱かったため、建設業や15人未満の工場は適用外で、そのうえ数々の例外規定をもうけ、女子、年少者の深夜業禁止は15年間も猶予されるなど、保護立法として不十分なものでした。

健康保険法は1922（大正11）年、第一次世界大戦後の米騒動（1918・大正7年）と1920（大正9）年の恐慌による大量の失業者と労働運動の高揚に対する治安対策として「過激社会運動取締法」（社会運動弾圧法案。議会内外の反対運動の中で廃案）とセットで提案され実現しました。保険者は、政府と被保険者300人以上使用する健康保険組合でした。政府管掌健康保険の被保険者は、工場法と同様15人未満の事業所は適用外とされました。

労働者災害扶助法は、適用範囲を「使用労働者延べ人員千人又は請負金額1万円以上」

とし「軒高9メートル未満、建築面積330メートル未満の建築工事を除く」としたため、町場の職人・建設労働者はこれまた除外されました。

国民健康保険法は、地域住民の連帯感を基礎とした相互扶助制度により農山漁村の低所得者を中心に任意設立の国保組合として発足。背景は、経済恐慌（1929・昭和4年）による失業者の増大による治安の悪化、満州事変（1931・昭和6年）以来の富国強兵策、日本の中国侵略戦争の全面化（1937・昭和12年）に対し、農村部における「兵力源たる農村青年の体力低下が背景」で、「健民健兵対策、治安対策」の観点から、国家総動員法（政府が総力戦遂行のため人的・物的資源を統制運用できる旨を規定したもの。戦後廃止）されたとセットで実現しました。

7. 第2次世界大戦敗戦——新憲法制定、民主国家へ再出発

第2次世界大戦が激しくなる中で建設労働者は、工兵として最前線に徴兵され、あるいは徴用（戦争中などに、政府が国民や占領地住民を強制的に動員して、兵役を含まない一般業務につかせること）されて戦闘部隊に同行、「産業戦士」として砲台や兵舎の建設に従事させられるなかで、敗戦を迎えました。

1945（昭和20）年8月15日正午、日本国民はラジオによる天皇の詔勅（しょうちよく）の朗読（いわゆる玉音放送）によって、日本の敗戦を知らされます。第2次世界大戦の主要な性格は、日・独・伊3国（枢軸国）の侵略とファシズムに反対する米・英・仏・ソなど連合国との間での世界的規模でのたたかひでした。1943（昭和18）年9月イタリアの降伏、1945年5月のドイツの降伏につづいて、日本がポツダム宣言（米・英・ソの巨頭会議で採択された日本の無条件降伏等を求めた日本軍の武装解除、軍国主義の駆逐、日本の占領など全13カ条から成る宣言）を受諾し無条件降伏したことによって、世界史上未曾有の惨禍を人類にもたらした第2次世界大戦が終わります。

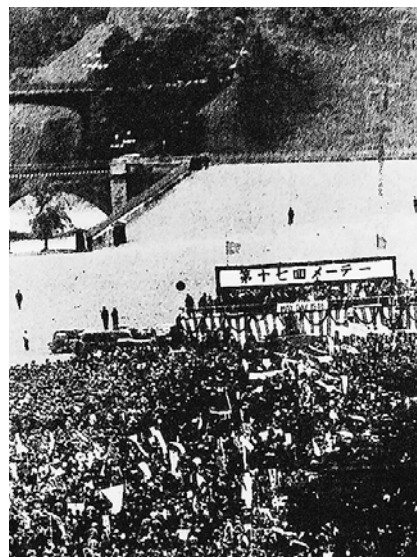
日本は、「国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました」

（村山内閣総理大臣談話・1995年8月15日）。

戦争により、日本は300万人をこえる人命を失い、



焦土化し焼け野原になった東京



戦後初の第17回メーデー（1946年・皇居前広場）

東京では東京大空襲の被害のほか、区部で60回を超える空襲などにより10万5千人の都民が死亡、東京一面焼け野原となりました。

日本軍がアジア諸国に与えた被害は、中国では死者・行方不明者1,000万人、ベトナムで200万人、インドシナ200万人など、計2,000万人に及ぶといわれています。

戦争とその後の混乱によって都民生活は窮乏をきわめました。東京都の人口は、戦前に最高800万人にのぼっていましたが、277万人（3分の1）に減少、減失住宅は約77万戸と、全国の20%を占めていました。家の不足ははなはだしく、焼け野原に残った材木やトタンで小屋がけし、敗戦の冬をすごさなければなりません。さらに引揚者が戦地から帰還し、職を求めて都会に流れ込む者が増加し、仕事にありつけない失業者があふれました。

日本が敗戦によって受諾したポツダム宣言は、日本の軍国主義の一掃、戦争犯罪人の処罰、民主主義の確立、基本的人権の尊重、軍需産業の禁止などを日本に義務づけるものでした。

日本の平和、民主主義国家への改革の頂点をなすのが、新しい憲法の制定でした。新憲法は、国民主権、戦争放棄、基本的人権の尊重をかげました。労働組合運動にかかわるものとしては、生存権（25条）、労働権（27条）、団結権（28条）などが明記されました。こうして、戦後の日本には、労働運動が前進する新たな条件が生まれました。

日本は、平和な民主主義国家として再出発をはじめました。ところが連合国による占領は、事実上アメリカ軍の単独占領になり、後の日本国民や労働運動に大きな影響を与えることになりました。

| 第2章 |

東京土建結成と直後のたたかい

戦後日本の国家体制は、軍隊を武装解除し政治警察を廃止するとともに、連合軍総司令部（GHQ）の「5大改革指令」によって、民主的改革が進められました。「5大改革指令」は、①参政権の賦与による婦人の解放、②労働組合の組織化の奨励、③学校教育の自由主義化、④圧政的、専制的諸制度の廃止、⑤経済機構の民主化、一の5項目でした。

この指令にもとづいて、男女普通選挙権を認めた選挙法の改正、労働組合法の制定、教育基本法の制定、治安維持法・治安警察法の撤廃、農地改革、財閥解体、などが戦後改革として実現しました。

このような一連の民主化政策がすすむ中で、戦前の労働運動や革新運動を抑圧していた重圧が弱まり、労働運動の再出発の条件が熟しました。労働組合結成の機運は飛躍的に高まり、労働組合の再建、結成が「燎原の火」のような勢いで急速にすすみました。

1945（昭和20）年12月末には労働組合数509、組合員数38万人、組織率3.2%だったのが、1946（昭和21）年にはいると労働組合数1万2千、組合員数368万人、組織率39.5%（6月末）へと前進しました。組織率は、戦前最高であった7.9%（1931・昭和6年）を戦後1年たらずで上回りました。

1. 戦前の労働運動2つの流れが合流——東京土建結成へ

戦後、労働組合の結成が急速にすすむなか、150万人といわれた建設労働者の組織化は一向に進みませんでした。その要因は、①戦前、職種別に作られていた産業報国会（軍官民で戦争に協力し軍需生産を遂行させるために事業場ごとにつくられた組織）や労務報国会（産業報国会のもと部組織で、戦争遂行のための大工、左官などの職人や一人親方、日雇い労働者などを組織）のボス支配の影響が、戦後も労務加配米支給の仕組みなどを通じて強く残っていたこと、②個人加盟方式による組織化に一定の時間を要すること、などにありました。

東京土建は戦前の階級的な労働運動の伝統を受け継ぎ、産業別個人加盟の居住地組織としてスタートしました。それは、戦前の経験からして、職種別組合の場合、親方・職人という上下関係や排他性の弱点が持ち込まれ、広い視野からの階級的労働組合にはならないと考えたからです。

同時に、職能組合と居住地組織の特性を活かし、職種や階層の違いを乗り越え、建設労働者を大きく団結させ、産業と地域に大きな影響力を発揮することも企図されました。

(1) 東京土木建築労働組合準備会—1946年11月

食べるのが精一杯の状況のなかで、労働組合結成のために立ち上がり中心になったのは、外沢謙次郎らでした。外沢は、戦前の階級的な潮流の日本労働組合全国協議会（全

協)傘下の日本土木建築労働組合の指導的なメンバーで、東京に両親をかかえ、山形に疎開している妻子4人に仕送りを続けながら組合づくりに参加します。

1946(昭和21)年11月、外沢謙次郎(大工)、佐藤信(大工)、国府武夫(塗装)ら戦前の土木建築労働組合で活動したメンバーに、東京工大を出たばかりの青戸純(設計)も加わって、東京土木建築労働組合準備会を結成しました。

(2) 関東石材組合結成準備会—1946年8月

建設産業に労働組合を作ろうとする動きは、石工という職種に根ざした大衆的なたたかいを進めていた潮流によっても進められていました。戦前の東京石工組合の指導者で、全協のメンバーでもあった伊藤清がニューギニアから復員し、伊藤の指導を受けていた石工組合青年部の労働者たちとともに石工組合の再建が進められました。

1946(昭和21)年8月、池上の徳持会館で、関東石材労働組合結成準備会が開かれ、そこには外沢、佐藤、青戸も参加しています。同年12月15日、関東石材労働組合結成準備会が東京土木建築労働組合準備会に合流する形で、この二つの流れが一つのものになり結成大会へと準備が進められていきました。

2. 東京土木建築労働組合結成—1947年1月15日

1947(昭和22)年1月15日、台東区の下谷公会堂に約100人(「大会出席者100人ぐらい、実質的な職人70人ぐらい、組合加入手続き者35人」・東京土建30年座談会での伊藤清委員長の発言)が集まり、戦前の階級的な潮流と産業・職種に根ざした大衆的な潮流の2つの流れが合流して、東京土木建築労働組合が35人で結成されました。

建設労働者は、戦前社会保障や労働者保護法制の外に置かれ、封建的で保守的な風土もあり、組織化や団結が難しいといわれてきました。にもかかわらず東京土建が結成され急速に前進できた要因は、①建設労働者の切実な要求(人間らしく生きるためのたたかう組合)、②建設労働組合の社会的役割(戦後復興に400万戸の住宅建設が必要)、③たたかひの伝統とすぐれた活動家の献身的な奮闘、などがあったためです。

結成準備委員長として経過報告をした外沢謙次郎は、過労と栄養不良で病氣(結核)

大会宣言

戦争に負けてから、もう1年以上もたった。われわれ人民の生活はますます苦しくなるばかりだ。焼け跡はまだ荒れ果てたままの姿でいる。戦災や引揚者のためには400万戸の住宅が必要だ。工場や道路やダムなど産業復興に必要な建築は、われわれ土木建築労働者の最も大きな任務であるのだ。我々はまず団結しよう。そして働く全人民と手を握って我々の祖国を明るい働きよい日本に再建しよう。我々はこの東京土木建築労働組合を結成する。我々是我々の生活安定と向上のために闘う。我々是我々の文化的政治的地位の向上のために闘う。我々は土木建築産業の封建制を打破し、これを民主化し発展させるために闘う。ここに我々は新日本建設の推進力となることを誓いこれを宣言する。

土木建築労働者よ団結しよう！ 東京土木建築労働組合万歳！

綱領の柱

1. 団体交渉権の確立
2. 生活費基準の最低賃金制確立
3. 鉱山労働者並みの食料医療の増配
4. 1日7時間1週40時間労働制
5. 有給休暇制の確立
6. 安全施設、医療施設の完備
7. 災害、疾病に対する完全保障
8. 徒弟制度の廃止と民主的教育技能制度の確立
9. 反動ボスの追放と中間搾取の廃絶
10. 全日本土木建築単一労組の即時結成

けて東京土建を作ってくれた。外沢さんの葬儀には棺に真っ赤な旗がかけられていた」と語っています。

結成大会では、「綱領の柱」、「大会宣言」などを決めました。そして、大林組従業員労組から銀座三原橋際（京橋区木挽町）に12坪の土地の借用とバラック2戸分の資材提供を受け、事務所を建築しました。そこを拠点に常任書記（2人）を配置して、早速活動を開始しました。

になり、1948（昭和23）年1月に亡くなります。初代書記長だった青戸純は、東京土建結成50周年記念式典のなかで、「外沢謙次郎さんが、命をか



組合結成と同時に発行された機関紙「地下タビ」

3. 全日土建一般労働組合結成—1947年6月30日

結成大会の綱領に「全日本土木建築単一労組の即時結成」をかかげた東京土建は、建設産業の全国的労働組合結成に大きな役割を發揮しました。

すでに1946（昭和21）年8月、全日本土木建築労働組合（全日土建）促進会がつくられ、産別会議準備会に参加していました。その後、正式結成された産別会議と全日本土木建築労働組合促進会の連名で、全日土建結成のための準備会の呼びかけが行なわれ、懇談会がもたれ、組合の名称、性格、目的、綱領などが話し合われました。

1947（昭和22）年6月30日、中央労働会館で結成大会が開かれ、東京土建青戸書記長が「全日土建の性格は土建産業に働く者のすべてが入るものとなるため不偏不党で全労連（産別会議、総同盟の二つのナショナルセンターを

全日本土木建築一般労働組合中央ニュース



全日土建結成直後に発行されたニュース

含む緩やかな連絡協議会)に結集することとし、各参加組合の自主性はあくまで保障されること」などと、経過報告を行ない了承されました。結成大会には、9組合が参加し、文書で参加表明をした4組合を含め13組合が結集しました。

東京土建から全日土建の役員には、青戸純が書記長、伊藤清が常任委員、佐藤信、杉山甚太郎が中央委員に選出されました。結成大会に続いて10月には、第1回大会が開かれ、全日土建の組織勢力は5万6,281人、11月には6万4,353人になりました。

しかし、1948(昭和23)年9月の第2回大会では、アメリカ占領軍が冷戦体制(第二次世界大戦後の世界を二分した、米国を盟主とする資本主義陣営と、ソ連邦を盟主とする社会主義陣営との対立構造。軍力で直接戦う「熱戦」「熱い戦争」に対して、「冷戦」「冷たい戦争」と呼ばれた)の確立とともに社会・労働運動の抑圧者として立ちあらわれてくるなかで、「日本の完全独立」を重視した新しい統一戦線の民主民族戦線(1948年8月・「民主主義擁護同盟」として共産党、労農党、産別会議、日本農民組合など95団体1,113万人参加で結成)の加盟をめぐる問題で、激しい議論がたたかわされました。加盟問題は、結論を出すにいたりませんでした。大会直後、民主民族戦線の加盟に反対する組合が連名(東京土建産業労組、55の土建労組、自由労組など)で脱退声明を出して、11月に全国土建一般産業労働組合(13の都道府県の組合が参加・翌年に全国土建産業労働組合連合会に名称変更)を一方的に結成しました。全日土建は、わずか1年余で分裂の悲劇に見舞われました。

4. 東京土建結成直後——人間として生きるためのたたかい

東京土建は結成直後から、毎日、加入者が相次ぎ、組織を軌道に乗せました。その契機となったのは、労務加配米獲得運動と税金闘争でした。

(1) 労務加配米獲得運動—居住地組織として群確立の土台築く

戦後まもなくは、食糧危機のもとで、戦時中の統制経済を引きずって食糧や建設資材の配給制度が維持されていました。しかし、米の配給も遅配、欠配がつづき、国民は闇市(終戦直後の物価統制のもとで、非合法に設けられた独自の闇取引を行なう市場)での買い出しやタケノコ生活(たけのこの皮を1枚ずつはぐように、身の回りの衣類・家財などを少しずつ売って食いつないでいく生活)を強いられていました。重労働をする建設労働者、職人にとって、労務加配米を受け取る食料の確保と労務物資の完全配給が、切実な要求でした。労務加配米は、戦後復興のために傾斜生産方式(日本経済復興のために、当時の基幹産業である鉄鋼・石炭の増産、住宅の建設、輸送の確保に資材・資金を超重点的に「傾斜」投入する経済政策)を採用して、炭鉱、建設、電力、鉄

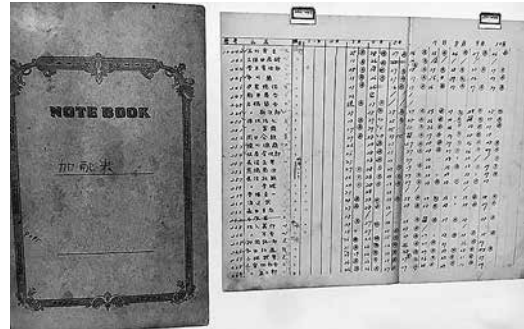
「はじめは現物で支給されたんですから、群長さんは、それをリヤカーに積んで配ってあるかなきゃいけない。奥さんは車の後を押して、自分の担当している群をまわってくると夕方になってしまう。米をはかる、あれは商売人だからうまくはかるんですね。あれ素人が量ったらみんなはかり損です。……みんなはかり損で、帰ってくると、自分の分はなくなっている。こういう努力を先輩の人たちはしたわけです」

(門田清「東京土建の歩み」から・1976年1月)

道など重要産業で働く肉体労働者に、食糧品（米、芋、粟、酒、ビールなど）を重点的・優先的に上積み配分する制度でした。また、加配米だけでなく、やがて作業着や地下足袋など労務物資も組合を通じて支給されるようになりました。

労務加配米を受け取るためには、①進駐軍（日本に駐留する米国の軍隊）の工事現場で受け取る、②労働組合を通じて受け取る、③労働組合に組織されていないものは勤労署（現在の公共職業安定所・ハローワーク）を通して受け取る、という3通りの方法がありました。勤労署は、手続きをしてもすぐにはもらえませんでした。

東京土建の運動の第一歩は、東京都と交渉して労務加配米を確保（組合が管理・委譲を受け、東京を10地域に分割〈支部〉して、そのもとに行政区単位に分会、居住地別に群を設ける）して、「労務加配米受給者群」（群長の自宅）を通じて、組合員に公平に分配することから始まりました。東京土建の「群」は、そこから引き継いでいます。



労務加配米配布ノート

組合役員が公平、かつ献身的に加配米

支給の運動をしていた東京土建に建設労働者の期待は高まり、東京土建の組織を軌道に乗せる契機となりました。この加配米支給の活動は、労働者の要求や運動の方向に「なかなか手がかりがなかった」なかで、役員と組合員の結びつき（「細いクモの糸」）を築き上げ、実践を通じて居住地組織として群を確立することになりました。産業別個人加盟の居住地組織という現在の組織建設の土台になりました。

(2)「職人から事業税を取るな」(税金闘争) — 徴税攻勢に歯止めかけさせる

戦後、建設労働者（職人）は道具を持っているという理由から事業税をかけられ、さらに所得税の一方的な査定にもとづく更正・決定に苦しめられていました。東京土建は、結成翌年の第2回大会（1948・昭和23年3月）で不当課税に反対する税金闘争を活動の柱にすえました。

戦後の課税制度は、一定の基準にもとづき賦課する戦前の課税制度から、1948（昭和23）年1月から前年所得をもとに、所得税・法人税を申告する申告納税制度に改正されました。その前年度の1947（昭和22）年には、インフレによる所得税の増収分を確保するために、「増加所得税法」（個人事業者を対象にインフレによる収入増を所得課税する法律）が公布・施行されました。

大蔵省・税務当局は、申告納税制度のもとで課税対象者を拡大（大衆課税）して増収を確保するために、中小事業者や個人申告者、職人に対して、無差別に割当課税を課し、従わないものに更生を乱発、滞納者に差し押さえ、競売にかける、強権的で暴力的な徴税攻勢をかけました。



当時、「復員してきて1年間は税金免除。」
「職人は事業税を納めるな」のステッカー（1948年）

2年目から事業税などなんだかんだと当時のカネで3万から4万円。常任書記の給料が4千円の時代、とても払えない」（小木勝三郎副委員長）ほど過酷な重税がかけられていました。しかも、1カ月25日働いているという推計で一方的に税務署から税額が押しつけられる事態でした。

東京土建は1948（昭和23）年から「職人から事業税をとるな」の運動を開始し、全日土建は大蔵大臣に要求書を提出して交渉しました。交渉の結果、①一人親方は農業所得と同じに考える（事業税の対象にならない）、②「押し付け割り当て課税」はしない、③個人の所得および税額の決定に組合から意見がだされればその意見は十分に聞く、という3点を認めさせました。

しかし、大蔵省・税務署が確認事項を守らず、従来通りの徴税を行ってきたため、各地の税務署に押しかけ集団交渉や抗議デモを行ないました。それとともに、地域で税金懇談会を開いて一人ひとりの職人の申告を助けるという地道な活動を通じて、組織の拡大と質的強化が図られました。

その後、1950（昭和25）年、国に建設職人の所得を「給与所得」と「事業所得」に分離させることを認めさせました。1955（昭和30）年には、国税庁に「大工・左官・とび等の所得税の取扱いについて（所得区分の通達）」を出させて事業税の課税に歯止めをかけ、事業主控除を大幅に引き上げさせました。

（3）組織10倍化運動—3年弱で10支部4,700人の組織に発展

結成直後の組織推移（1947—1949年）

年 月	1947年											1948年	1949年	
	結成時	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	3月	5月	10月
人員	35	150	210	300	500	560	680	780	840	970	1,050	1,430	4,000	4,703

1947（昭和22）年1月、35人で出発した東京土木建築労働組合は、第1回大会の開かれた10月には1,050人（5支部60群）、翌1948（昭和23）年3月の第2回大会では1,430人（8支部100群）になりました。第2回大会は、「組織の拡大こそが最大の課題」と位置づけ、8月までに1万人の組合員を獲得することを目標に、各支部で群長会議を開催し、「10倍化運動」にとりくみ、その年の7月には3,250人に達しました。

翌1948（昭和23）年10月、全日土建東京都連の第1回大会決定（1948年8月・都連の単一合同化と民主民族戦線への加入）を受けて、西部建設自由労働組合と合同し、東京土建一般労働組合と名称を改めました。

合同大会は、組織・財政問題も討議され、急速な拡大の中で支部の確立を重視し、大支部制をとることが確認されました。支部は、300人から400人の規模で、支部事務所を持ち、常任（書記）をおき、財政を確保することが提起されました。大会後、一定の大きさの支部に再編成し、1949（昭和24）年5月の第2回大会では10支部（仲士、都内8、三多摩）4,000人、10月の第3回大会で、4,703人の体制が確立されました。

| 第3章 |

米占領政策の転換 —反動攻勢とメーデー事件

1950年前後・第1の試練の時期

結成後の東京土建は、労務加配米獲得運動と税金闘争など人間らしく生きるためのたたかいを進め、それと結びつけて組織拡大と支部建設を大きく前進させ、建設労働者の大きな期待を集めました。

しかし、戦後日本の民主化と労働運動の前進、米ソ対立（冷戦）の激化、中国革命の勝利の中で、アメリカの占領政策は1948（昭和23）年から反動化へ大きく方向転換し、労働運動は、1949（昭和24）年を頂点に後退。東京土建は、メーデー事件（1952・昭和27年）を直接の契機に「第1の試練の時期」を迎えます。

1. 米占領政策の転換（1948年）——日本を「反共の防壁」へ

日本を占領した連合軍司令部（GHQ）は、労働組合結成の奨励など次々と民主化政策を推進しました。この流れに乗り、労働組合の組織化は急速に進み、わずか1年で組織率39.5%に達し、労働運動は高揚期を迎えました。

戦後間もないころの労働運動は、産別会議（左派系のナショナルセンター、結成時（1946・昭和21年8月）全組織労働者の41%占める）が主導権を握り、占領とインフレの社会経済混乱と生活不安の中で、生産管理戦術（労働者が使用者の指揮・命令を拒否して、自主的に生産を管理する、戦後日本の争議行為における主要形態）など激しい争議を頻発させました。1947（昭和22）年には、賃上げ要求に吉田茂内閣打倒、人民民主政府樹立という政治目的を掲げた2・1ゼネスト実施へたたかいを発展させていきました。

2・1ゼネストは、約153万人の全官庁共同闘争委員会と約400万人の全国労働組合共同闘争委員会が賃上げ要求を掲げて鉄道、電信、電話、郵便、学校が全て停止するゼネストが準備されていました。ゼネストは1月30日、連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサーの指令により、中止させられます。GHQは、これを機に労組勢力の拡大を容認してきた政策から、労働運動から共産党の影響力を排除する方針転換をはかりました。労働運動は、「共産党の労働運動支配」の排除を掲げる、いわゆる「民主化運動」（民同）が急速に拡大、労働戦線の分断が強まる新たな局面に入りました。

日本を取り巻く内外情勢も、戦前から潜在していた米ソ対立が一気に表面化、中国での革命の前進、労働運動の高揚など大きく変化しました。1948（昭和23）年1月6日、アメリカのロイヤル陸軍長官は、占領初期の非軍事化、経済民主化政策を批判し、「日本を極東における全体主義（共産主義）に対する防壁にする」と演説を行ないました。この演説は、米国政府内で立案が進められていた日本を極東における工場、反共の防壁

にする占領政策の転換（逆コース）を公にしたものです。

1948（昭和23）年7月、マッカーサーの労働運動抑圧の書簡を受けて芦田均内閣は政令201号を発令、当時の労働運動の中心的存在であった官公労働者からストライキ権を剥奪しました。

1949（昭和24）年10月1日に中華人民共和国が成立、1950（昭和25）年6月25日には朝鮮戦争が勃発しました。国際労働運動も、米ソ対立による冷戦の激化の影響を受け、ソ連を中心とする世界労連と、欧州諸国を軸とする国際自由労連（全体主義反対と自由世界擁護が基調）に分かれ、対立を深めていくようになります。

2. 超緊縮政策で人員整理（1949年）——大量の失業者あふれる

G H Qの占領政策の転換は、経済政策にも現れました。1948（昭和23）年12月G H Qは、戦後の経済混乱（インフレ）を収束させ、日本経済を安定化・自立化させるために、経済安定9原則（ドッジ超緊縮財政政策）を発表し、日本の独占資本の強化に乗り出しました。

経済安定9原則は、超緊縮財政政策で均衡予算や輸出体制の整備などを強く求め、インフレを抑え資金を重点産業に融資し、生産を増大させ、輸出の増進をはかるというものでした。

政府は、翌1949（昭和24）年の予算で公共事業費・失業対策費・地方交付税などの削減、官公庁26万人の人員整理、国鉄・郵便料金の値上げ、所得税を中心とする大幅増税などを内容とする均衡予算と引き換えに、1ドル360円の単一為替レートを与えられ、国際経済に復帰をはかりました。

このような超緊縮政策（デフレ政策）によってインフレは終息に向かい、急上昇していた物価も安定しました。しかし、企業合理化による人員整理や解雇の嵐が吹きまくり、市中銀行の貸出制限により中小企業の倒産が相次ぎ、労働者の賃金の遅配欠配が蔓延しました。とくに行政整理・企業整備によって、大量の失業者が生まれました。

失業者は、1949（昭和24）年2月23日の閣議では、企業整備（民間）で60万人、行政整理（公務員）で57万4千人、引揚による離職者が21万人、潜在失業者の顕在化が40万人、新規学卒者の無業者10万人を加えると、188万4千人の膨大な数の推計が報告されました。

3. 労働運動抑圧（1950年）——レッド・パージと労働運動分裂

(1) フレーム・アップとレッド・パージ—労働運動分裂させ人員整理強行

1949（昭和24）年から1950（昭和25）年にかけて、労働運動や国民の様々な運動を押しさえ、企業・政府による人員整理を強行するために行なわれたのが、フレーム・アップ（デッチあげ）とレッド・パージ（赤狩り）です。

1949年、官庁の人員整理をめざす定員法が成立（国鉄9.5万人、郵政2.6万人など24万人の人員整理計画）し、国鉄の第一次首切り（7月4日・3万700人）、第二次首切り（7月13日・6万3,000人）発表直後に、日本の黒い霧と言われる国鉄3大謀略事件が次々とおこりま

した。下山事件（7月5日・下山定則国鉄総裁が出勤途中に失踪、翌日未明に轢死体となって発見された事件）、三鷹事件（7月15日・中央本線三鷹駅構内で起きた無人列車の暴走事件）、松川事件（8月17日・福島県松川町を通過中だった東北本線上り列車が、突如脱線転覆する事件）は、政府が国労組合員と共産党員の犯行をにおわせ、国労組合員や共産党員を逮捕しました。政府や企業は、反労働組合、反共産主義の雰囲気を一気に作り上げ、大量の首切りを実行に移しました。3大謀略事件は、長い裁判（松川事件14年間）の結果、米軍謀略説が有力となるなかで容疑者全員が無罪となる未解決事件になりました。

冷戦激化に伴って反共色を強めていたGHQは、1950（昭和25）年6月の朝鮮戦争を機に、共産党幹部24人の公職追放、機関紙「アカハタ」の発刊停止を指令しました。さらに新聞、通信社、日本放送協会の従業員の704人のレッド・パージを勧告・追放したのち、電気産業、映画、日本通運、炭鉱、鉄鋼、電機など官公庁・民間産業で1万数千人が解雇され、共産党は労組内基盤をほぼ失いました。

レッド・パージのさなかに、最後の仕上げとして労働運動への抑圧と介入が行なわれました。GHQの後押しのもとに「共産党の労組支配の排除」（反共）と自由にして民主的な労働組合運動（労働組合主義）の展開、国際自由労連加盟を前提にした日本労働組合総評議会（総評・産別会議と総同盟に代わり、50年代後半から70年代まで戦後労働運動の主体となったナショナルセンター）が1950（昭和25）年7月に結成され、戦後労働組合運動の転換が決定的になりました。

(2) 失業反対闘争の受け皿—東京土建と全日土建が担う

人員整理・合理化の嵐により、百数十万人の失業者が生まれました。失業者は公共職業安定所（職安）や地方自治体に、仕事と生活保障を求めて押しかけます。職安を通じて建設産業に失業者が流入してくる事態もありました。日本の労働組合の多くは、企業内組合であったため、失業者を組織しないこともあり東京土建と全日土建が失業反対闘争の担い手となり、「仕事よこせ闘争」を展開することになりました。

1949（昭和24）年夏には、「失業反対、職よこせ大会」が1千人を結集して開きました。その後、東京の17の職安に対応する東京土建職安分会を結成し、職安での「へたれこみ」（座り込み）と団体交渉、都庁屋上での都知事との直接交渉を求める「へたりこみ」闘争、などが行なわれ全員就労が実現します。しかし、東京労働局は、すぐに就労の制限（登録日雇労働者の輪番制）と組合活動（輪番制反対のデモ・集会）を禁止する基準を発表。輪番制などで仕事にあぶれた労働者は、団体交渉を求めて各地の職安に抗議に押し掛け、それを阻もうとする武装警察が鎮圧に入り、失業反対



新宿事件報道でGHQに発刊停止にされた機関紙「じかたび」

闘争は大混乱・先鋭化しました。

1950（昭和25）年9月の新宿職安事件では、警察官の発砲など悲惨さ極め、検挙者27人、重軽傷者113人の仲間が犠牲になります。その事件を報道した機関紙「じかたび」がGHQの弾圧（占領軍の報道統制・プレスコード違反で押収・発刊停止）を受け、全日土建の千葉常和委員長、東京土建の福田眞吾書記長、編集責任者の村山勉書記3人が逮捕されました。

（3）職人の要求を取り上げる組織へ—職人と自由労働者の分離

全日土建は、建設職人は職人部に、自由労働者（一般日雇労働者・失対労働者）は職安部に、分かれていました。長い間にわたって激しくたたかわれる失業反対闘争のなかで、職安分会が大きくなり、「職人に対する問題が不十分」な状況も生まれ、町場労働者と自由労働者、組合幹部と一般組合員のあいだに矛盾が拡大していきます。その根底には、職人部の運動が町場の職人・親方の要求を中心に、税金闘争、協定賃金など自営業的性格を強めるのに対し、職安部の運動は失対事業への要求を中心に最低生活保障的性格を強め、両者に違和感が生じていたこともありました。

1949（昭和24）年と50年の2年間にわたって激しくたたかわれた失業反対闘争は、東京土建の組織に大きな波紋を投げかけました。新宿事件を契機に、東京土建の将来に対する不安は高まり、職人だけの問題を取り上げる組織にしたいという要望が強くなり、職安闘争の活動家が数多く育ってきたこともあり、両者の分離が決定的になりました。

1950（昭和25）年11月、自由労働者は東京土建自由労働組合を結成して、東京土建から巣立ち、「じかたび」が機関紙になります。東京土建は、産別会議から離れ、独自に土建労働会館を港区芝白金三光町に構え、新たに機関紙「建設労働者」を発行しました。

東京土建の分離後、全日土建もそれぞれ別個の全国的組織結集が確認されます。1952（昭和27）年6月、全国組織として全国土建労働組合総連合（土建総連）を結成、自由労働者は1953（昭和28）年5月、全日土建を改称し全日本自由労働組合（全日自労）として再出発します。

土建総連は、土建労働者だけの全国的結集として36組合11万5千人で結成され、賃上げ闘争、悪法反対闘争、税金闘争、社会保障闘争などの運動方針を確認しました。

機関紙「建設労働者」は、土建総連の結成に先立ち、1952年3月から全国の職人の機関紙となり、その後、1954（昭和29）年1月から、「けんせつ」が東京土建の機関紙として発行されるようになりました。

4. サンフランシスコ体制（1951年）—講和条約と日米安保条約

ポツダム宣言は、日本が戦争をたたかった世界の国々と平和（講和）条約を結んだ時に、連合国による占領は終わることになっていました。

講和条約は、「単独講和（片面講和・米英仏など西側諸国だけとの講和）か、全面講和（ソ連など社会主義国が参加する講和）か」という国中を巻き込んだ議論になりましたが、講和会議参加国52カ国中49カ国の調印にとどまる単独講和（ソ連、ポーランド、チェコスロバキアは調印拒否、インド、ビルマ、ユーゴスラビアは講和会議参加拒否、日本の最大の被害を受けた中国、

朝鮮は講和会議に招請されず、米国とその友好国との講和会議となった) になりました。

1951 (昭和26) 年9月4日締結のサンフランシスコ講和条約は、第6条aに「連合国日本占領軍は本条約効力発生後90日以内に日本から撤退。ただし日本を一方の当事者とする別途二国間協定または多国間協定により駐留・駐屯する場合はこの限りではない」とするただし書きがありました。同日、日米安全保障条約が締結され、アメリカの駐留軍がそのまま居座ることになりました。

日米安全保障条約は、米国の日本防衛の義務は明記されず、米軍への基地貸与、日本以外の極東地域での戦争や紛争への米軍の出勤、日本国内の内乱や騒擾への米軍の介入などが認められ、米国の事前の同意なしには第三国に基地提供や軍隊通過の権利を許与しないことが規定されていました。

吉田茂を首席とする全権代表団6人は、講和条約には全員が署名しましたが、日米安全保障条約には吉田一人が署名し、安保条約調印の責任を一身に背負いました。

日本は形式的には主権国家として独立したものの、実質的にはアメリカに従属して、軍事・政治・経済の同盟関係をむすぶ日米安保体制を確立することになりました。

5. メーデー事件による弾圧 (1952年) — 組織は「壊滅状態」

戦後1950 (昭和25) 年までメーデー会場だった皇居前広場は、1951 (昭和26) 年サンフランシスコ講和条約締結を控え、反対運動の盛り上がりを受けて、政府とGHQによって使用が禁止 (第22回メーデーは芝公園で開催) されました。日本の主権回復後に行なわれた1952 (昭和27) 年の第23回メーデーは、政府が皇居前広場の使用を禁止し、東京地裁が使用禁止を取り消したにもかかわらず政府が取り消さなかったため、明治神宮外苑で行なわれました。

メーデーは、サンフランシスコ講和条約と日米安保条約 (旧条約) への抗議も主張に含まれていました。集会後、5方面に分かれてデモ行進が行なわれ、日比谷公園を解散地点とする3万人は、日比谷公園から当時「人民広場」と呼ばれている皇居前広場に抗議に向かいます。広場の入口にいた警察隊は、何ら規制することなく道をあげデモ隊を広場の中に入れた後、突然デモ隊に警棒を持って襲いかかり、催涙弾、ピストルを発射する大惨事 (血のメーデー) となりました。

死者2人 (射殺1人)、負傷者2,300人。警察は、デモ隊による計画的な暴動として騒乱罪を適用し1,232人を検挙、261人を起訴しました。1970 (昭和45) 年裁判の結果、騒乱罪の不成立と大多数の人が無罪となり、警察の不当性は明らかになりました。



血のメーデー事件 (1952年5月1日) による弾圧

当時政府は、サンフランシスコ講和条約発効に伴って超法規的な存在であった占領軍がいなくなった後の治安対策を危惧していました。政府は、この事件を絶好の口実にして、反対闘争が続いていた破壊活動防止

法（破防法）を成立させ、公安調査庁を設置しました。

メーデー事件は、東京土建に深刻な打撃を与えました。東京土建の組合員の検挙者は約70人で、千葉常和委員長、神谷時次郎副委員長が逮捕され、唐沢平治書記長が指名手配を受けます。組合員は2,500人から1,300人に半減、組織は「壊滅的状态」に陥りました。1952（昭和27）年は大会も開けない事態でした。

このような東京土建が再びよみがえるのは、1953（昭和28）年の健康保険適用（日雇健保）のたたかいでした。

第4章

日雇健保獲得、 2級建築士資格取得運動

1950年代中後半・東京土建の土台築く

メーデー事件によって東京土建が壊滅的打撃を受けたことは、戦後の民主化政策の転換による反動化という、その時期の情勢の反映でもありました。同時に、労務加配米や不当課税反対のたたかいが前進して要求もうすれる一方で、メーデー事件や職安闘争の先鋭化など、組合員（職人）の要求や感情からかけ離れた運動の傾向にも一因がありました。

東京土建は、経済状況が好転に転じ、労働者の春闘のたたかいが開始される1950年代半ばから後半の時期に、①健康保険の適用（日雇健保の獲得）と改善のたたかい、②けい肺法制定の闘争、③2級建築士の資格取得の運動—という三つの大きな運動によって、切実な要求を実現していく中で組織を確立し、今日の東京土建の土台を築きました。

1. 占領から講和へ—戦後政治、経済、社会が大転換

(1) 戦後政治の転換—朝鮮特需で高度成長開始、保守合同等で55年体制確立

1952（昭和27）年ごろから1960（昭和35）年までの時期の特徴は、ひとことでいえば、占領から講和へと戦後政治の大きな転換と、朝鮮特需（米軍の補給基地として物資調達）で潤った日本経済の活性化で高度成長の開始という経済と社会の大転換のなかで、今日にいたる発展の土台を築いたということにあります。

朝鮮戦争は、日本に膨大な経済特需をもたらし、経済的復興と発展の基礎を築きました。政治的にも再軍備が公然と開始され（在日米軍が朝鮮に派遣され、手薄になった国内警備を補うと理由で、マッカーサーが朝鮮戦争開始2週間後の1950年7月8日に警察予備隊創設を命令、52年保安隊に、54年自衛隊を創設）、西側陣営の一員としての自立を加速しました。

1952（昭和27）年、サンフランシスコ講和条約で日本は形の上では主権を回復しましたが、破防法制定など「占領法制」を見直し、国内治安対策も強化され、労働運動との対決も激化しました。経済的には神武景気（1954年11月～1957年6月・36カ月間）から岩戸景気（1958年6月～1961年12月・42カ月間）へと経済の高度成長時代に進み、1956（昭和31）年版の経済白書が「もはや戦後ではない」と宣言しました。

1955（昭和30）年になると、「護憲と反安保」を掲げ右派と左派の社会党が再統一（ほどなく再分裂）、社会党統一に危機感を持った日本民主党と自由党が保守党合同で自由民主党が誕生しました。与党第一党が自由民主党、野党第一党を社会党（現在の社民党の前身）が占める構図の55年体制が成立、自民党単独政権時代がスタートしました。

(2) 労働運動も画期—総評が春闘開始、政治闘争にも積極的に参加

1956（昭和31）年から1960（昭和35）年にかけて、戦後日本の労働運動は一つの画期となる経験をしました。1955（昭和30）年総評は、太田薫（合化労連）・岩井章（国労）が執行部の主導権を獲得し、全国的産業別統一闘争の展開、すなわち官民労組を一本化した「春闘」を開始します。春闘は、経済の好況をバックに、年々成果を挙げていき、その参加規模を拡大していきます。

さらに、反共と自由を基本理念に出発した総評は、社会党左派との結びつきを強め、「共産党の支配する共闘には参加しない」方針を削除、平和四原則（全面講和、中立堅持、軍事基地反対、再軍備反対）の立場に立ち、国際自由労連加盟を否決、政治闘争にも積極的に展開する、いわゆる「ニワトリからアヒルへ」（GHQが役に立つニワトリ（親米）に育てたつもりだけでも、雛が孵ってみると総評が全面講和を主張するなど、全く役に立たないアヒル（反米）へ変身したといわれるもの）の転換をはかります。

総評は1956（昭和31）年の砂川基地反対闘争（米軍立川基地拡張に対する砂川町民の反対闘争）、1957（昭和32）年から翌1958（昭和33）年にかけて日教組が中心となっていたたかかった勤評反対闘争（国家統制と人事管理を行なうため、教員の配置や昇進、研修や指導育成方針などに対する勤務成績評価。教師だけでなく国民各層から反対されたが、大部分の県で実施された）、つづいて1958（昭和33）年秋を頂点にした警察官職務執行法改悪反対闘争（「公共の安全と秩序維持」を理由に、令状なしの身体検査、逮捕状なしの留置、土地建物への立ち入り権の拡大、集会など大衆行動の中止・解散など警察官の職務権限を強化させる法案。審議未了で廃案）を経て、1959（昭和34）年春から1960（昭和35）年秋までの1年半、安保条約改定に反対する闘争の中核としてたたかいを主導していきました。

2. 日雇健康保険法（1953年）—労働者のたたかいで作らせる

(1) 健康保険適用獲得期成同盟結成（1952年4月）—署名、陳情など運動展開

「ケガと弁当は手前持ち」といわれた建設労働者にとって労災保険と健康保険の適用は戦前から切実な要求でした。一人親方の労災は、全日土建結成直後、「日雇労働者の特別保護法の制定」を掲げて運動し1947（昭和22）年、一人親方への労災保険適用を勝ち取りました。

1952（昭和27）年4月、健康保険未適用の労働者とともに「即時国庫補助による健康保険制度の実現」「健康保険のない労働者は一つにまとまろう」「再軍備より社会保障を」をかかげ「健康保険適用獲得期成同盟」を結成しました。参加したのは、東京土建をはじめとした建設労働者を中心に自由労働者（日雇い労働者）・付添婦（住込みでの家事奉公の家政婦）・派出看護婦（病人のもとへ個人契約で出向く看護者）などの組合でした。

1952年という年は、メーデー事件のあった年で常駐役職員を含めて多くの活動家が逮捕投獄され、組合員も1,300人に減り、組合を支えていた労務加配米制度もなくなろうとしており、組合の魅力が失われつつあり、存亡の危機にあった時期でした。

東京土建は、「健康保険のない建設労働者に直ちに国庫負担で適用」を求め、はじめて駅頭に立って署名運動（署名してくれるのは、サラリーマンと工員だけ。道具袋をさげた職人は、

素通りしていった(職人は字を書くのが苦手、左翼的な活動とみられたため)・(門田清書記長)を行なったのはじめ、各政党、厚生省、国会への連日の陳情、要請行動などを行ないました。国会要請行動は、2人から5人、多いときでも30人くらいでしたが連日続けられました。建設職人が手銭・手弁当で生まれてはじめて地下足袋で国会の赤じゅうたんを踏んで歩く姿は、「カラスの泣かない日はあっても、土建の代表の来ない日はない」といわれ、「すっぱん戦術」と呼ばれました。

(2) 日雇労働者健康保険法(1953年8月) — 5人未満は擬制適用

厚生省は、「土建労働組合が国会ならびに各方面への働きかけをいっそう活動的に行った」(厚生省50年史〈記述編〉)ため、「日雇労働者に適用をためらっていたが、関係者の強い要望と日雇労働者対策の緊急性から早急に対処する必要性に迫られ」(同)「こういう人たちに適用を拡大していくことが、戦後の新しい社会保障制度ではないかという積極論に移行」(同・牛丸義留厚生省健康保険課長の証言)していきました。

制度化にあたっては、健康保険法の中に組み込むのか、別に単独の法律にするのかが問題となりました。結局、健康保険財政の赤字を悪化させることを恐れ、別の法律として準備が進みました。

1953(昭和28)年8月、日雇健康保険法(日雇健保)が成立しました。日雇健保は10割給付でしたが、内容は劣悪なもので、国庫負担は事務費のみで事実上ゼロ、保険給付は3カ月、傷病手当もなく、入れ歯も対象外というものでした。

さらに、成立時の日雇健保は、常時5人以上労働者がいる政府管掌健康保険適用事業所で日雇・臨時労働者を雇用するときに適用されることになりました。このため、5人未満の零細事業所で働く建設労働者は適用されないことになりました。これに対し、土建総連の代表は、厚生省、労働省へ、「便法」(便利な方法)ですぐ適用を行なえと要請しました。

厚生省は9月、厚生省便法(行政措置)として労働組合を仮の事業主として扱い、5人未満の日雇労働者を擬制適用することを認めました。組合員の健康保険を獲得するために翌年1月、日雇健保施行に合わせ建設組合と一緒に任意組合(東京建設厚生協会)を設立しました。これと前後して、労務加配米制度が、廃止されました。

(3) 日雇健保の獲得 — 職人と親方の近代的な関係築く第一歩

日雇健康保険は、戦前の健康保険・国民健康保険が「健民健兵対策、治安対策」の観点から作られたのと違って、建設労働者のたたかいによってはじめて作らせた健康保険でした。日雇健保獲得の意義は、3つ上げられます。

第1に、「『ケガと弁当は手前持ち』という生活が続き、『劣等感』と『宿命感』にうちめされていた」(門田清書記長)多くの建設労働者の生活改善と社会的地位の向上に大きな役割を果たしました。第2に、それまで職人は、親方に隷属し親方を変えないと言われていました。霜枯れ(草木が霜に枯れてしまう時期のことで、商売では景気がよくない2月・8月〈にっばち〉の時期)で仕事がないとき、子どもや家族が病気になり医者にかかるなど、親方に金を借り、親方の世話になるという状態でした。健康保険を獲得したことで職人が親方から自立し、近代的な関係を築く第一歩になりました。第3に、

戦後の一時期にみられた組合員の要求とかけ離れた運動の傾向を克服し、要求で団結し、要求を勝ち取ることで、運動も組織も前進することを学び、組合の民主化・組織の発展方向を決定づけました。

3. 日雇健保成立後（1953年～60年）——劣悪な内容改善運動

(1) 日雇健保改善同盟に改組—国庫補助増額、療養期間延長の改善闘争へ

日雇健康保険法は、1953（昭和28）年に成立し、11月に一部施行、1954（昭和29）年1月15日から全面施行されました。保険料は1月から納入し、3月から保険給付が始まりました。しかし、制度内容が劣悪なことと「日雇い」という名称に対する抵抗感があり、自分たちは職人（親方、棟梁）であって日雇いではないという職人の誇りもあり、加入者は当初組合員の3分の1にとどまりました。

そのため、日雇健保成立後の課題は、第一に日雇健保をつうじて組合への組織化と日雇健保への加入促進、第二に日雇健保の劣悪な内容を改善させることでした。日雇健保法成立5日後には、「健康保険適用獲得期成同盟」は「日雇健保改善同盟」と改称し、ただちに改善運動にとりくみました。1956（昭和31）年には、全国日雇健保改正促進協議会が、7組合の参加で結成されました。

東京土建は加入促進と日雇健保改善（予算要求〈国庫負担増額と保険料引き上げ反対〉、給付内容改善〈療養給付期間と範囲拡大〉）のたたかいをすすめました。国庫負担は、翌年の1954（昭和29）年に1割、1957（昭和32）年に1割5分、1958（昭和33）年に2割5分、1959（昭和34）年に3割、1960（昭和35）年に3割5分まで引き上げさせました。療養給付期間は1954（昭和29）年に6カ月、1955（昭和30）年に1年、1959（昭和34）年に2年に延長させました。傷病手当期間は1960（昭和35）年、14日間から21日に延長させました。



日雇健保値上げ反対抗議大会に集まった仲間（1958年頃）

制度内容も、分娩費、埋葬料の新設、扶養親族の範囲拡張（3親等）、傷病手当金と出産手当の新設、手続きの簡素化（病気毎に発行する受給資格証明書が毎月発行の受給資格票に）を実現させました。

年	国庫負担	療養給付期間	保険料・印紙	特記事項
1953	事務費のみ	3か月	1日16円	入れ歯は対象外
1954	1割	6か月	1日16円	
1955	1割	1年	1日16円	分娩費、埋葬料、扶養3親等まで
1957	1割5分	1年	1日16円	
1958	2割5分	1年	1日20円	傷病手当、出産手当、受給資格票
1959	3割	2年	1日20円	
1960	3割5分	2年	1日26円	傷病手当14日間から21日間に

(2) 日雇健保印紙枚数引上げ(1958年) — 組合員の運動参加で阻止

保険料は、東京土建と東京都保険部との覚書で1日16円の印紙を被保険者手帳に毎月15日分貼って納付する方式でした。

1958(昭和33)年、保険料(1日16円)が画策され、大蔵省案24円を政府案で22円になり、さらに国会で20円に修正して値上げが実施されました。厚生省は保険料減収見込み(政府案の保険料を1日2円引き下げたため)の約2億円を行政努力で増収をはかると言明し、「毎月23枚以上貼付しないと収支のバランスを欠く。20日分以上納付しない組合は、擬制適用の取り扱いをやめる」という通達を出しました。

当時、擬制適用被保険者は5万人いましたが、半数は東京にいたため、厚生省は東京都に攻撃を集中しました。この通達への対応をめぐる建設労働者の組合の中に意見の相違(「相手の言い分を聞かないと、覚書を破棄され、7月の切換えができなくなる。多少の譲歩はやむをえない」という意見が東京土建を除く組合の大勢)が生まれました。東京土建は、こうした意見を「敗北的な意見」と批判的に見て、東京土建の奮闘で「既得権を守る」方針で、印紙枚数引き上げ反対闘争を組織しました。各支部がつぎつぎと抗議集会(11支部で732人)を開き、厚生省通達を死文化させることに成功しました。

日雇健保制定のたたかいを第6回大会(1953・昭和28年)は、「日本労働運動史上に特筆されるべきもの」と高い評価を与えるとともに、「広範に切実な要求に支えられていたが、一部のものの対官庁・対国会闘争といった感じが少なくなかった」と欠陥を指摘していました。印紙枚数引上げに反対する支部の抗議集会は、こうした欠陥を克服して、2級建築士資格取得の運動とともに、支部が自立して自主的な運動(抗議集会)を組織し、組合員の参加を実現(保障)していく過程となりました。

しかし、政府は、印紙貼付枚数の引き上げに失敗すると、1960(昭和35)年に、国庫負担引き上げ、傷病手当支給期間延長などの大幅な改善と抱き合わせで、保険料は1日20円を26円への値上げを強行しました。

4. けい肺法制定(1955年) — 職業病に対する保護法勝ちとる

(1) 労働者のたたかいでけい肺法制定 — さらに運動発展させじん肺法制定

けい肺(けい酸を含む細粉が肺に吸入されてけい肺結節をつくり、進行すると呼吸困難、肺気腫、右心不全をおこす。また、多くは結核を合併する)は、代表的なじん肺(職場に発生する粉じんが肺に吸収され沈着して肺腺維症をおこし、息切れ・呼吸困難・心機能障害・体力消耗等を起こす病気の総称。粉じんの種類によりけい肺・炭肺・石綿肺などを区別する)のひとつで、石工の間では「よろけ」と言われ、40代半ばで多くの石工が血を吐いて亡くなっていきました。原因は、けい酸を含んだ粉じんを多量に吸い込むことにありました。

1954(昭和29)年1月に土建総連、炭労、全鉱などで、労働組合けい肺対策委員会という共闘組織が作られ、①けい肺検診の実施、②粉じん測定の実施、③予防措置の積極的実施、④けい肺協定の締結などとともにけい肺法の制定などがかかげて運動が進められ、国会要請行動を強力に行ないました。

1955(昭和30)年7月27日、けい肺法(けい肺等特別保護法)が制定されました。7

時間にわたる労働省交渉や40日間で35回の国会行動など、労働組合のねばり強いたたかいで職業病に対する単独の保護法をはじめ勝ちとりました。

しかし、この法律は、予防、検診、補償のすべての面にわたって不十分さを持ち、しかも、時限立法の保護措置でありました。そのため、けい肺対策委員会は、職業病対策委員会に改組・発展させ、けい肺法改正からじん肺制定へと運動を発展させました。



じん肺法制定促進労働省前座り込み（1959年）

1960（昭和35）年3月31日、新たに広く粉じんの吸入によって生じる「じん肺」についての恒久的な立法として、じん肺法が制定されました。同時に、じん肺患者等の労災補償面について、労災保険の長期給付の制度を創設させました。

（2）石工の意識が大きく変化—石工の組織化進み、賃金引上げ実現

けい肺法制定で石工の意識が大きく変わりました。当時石工は、権利意識が持てない状況におかれていました。けい肺制定のたたかいはじまったときには、「掛けない無尽（鎌倉時代から行なわれており、組合員が一定の掛け金を拠出し、一定の期日に抽せん又は入札によって所定の金額を順次組合員に融通することを目的とする組織）はあたらぬ」、「そんなうまい話はなからう」と、運動の趣旨や要求を理解してもらえませんでした。

東京土建のなかには石工は数十人いただけでしたが、この運動を通じて1957（昭和32）年、「東京の石工の6割にあたる約600人が組織され」ました。また、組織された石工の中では「約80人を除いて全員が東京土建に加入している」（第10回大会）状況になりました。

東京土建に結集した石工たちは、1957（昭和32）年に賃金引き上げのたたかいを高揚させました。北多摩支部の石工は多摩墓地でストライキ権を確立してたたかい、賃金を千円に引き上げさせました。同様に松戸、八王子の石工はストライキを行なって賃上げを実現、足立支部の石工も谷中墓地、浅草、文京、荒川、西新井などの事業主に賃金引き上げを申し入れました。

石工の賃金引き上げのたたかいは、他の職種の組合員に賃金闘争の必要性和実現可能性を示しました。石工の賃金闘争は、1961（昭和36）年から始まる協定賃金運動への先駆的役割を果たしました。

5. 建築士法反対、資格取得運動（1957年）—技術要求に応える

（1）建築士法改悪反対運動—大工職の既得権を修正させ守る

1957（昭和32）年、日本建築士連合会の要求によって、設計監理は建築士でなければ出来ないようにする建築士法改悪案が出されました。それまで45坪までの建築物の設計監理は建築士の資格がなくてもなんの制限もなく自由にできたものを、30坪を超える建

築物については、設計監理は建築士でなければできないようにするものでした。日本建築士連合会では、設計監理を独占し、設計、監理料を請負額の1割にすることを決めていました。

東京土建は、大工職の仕事の範囲を大幅に狭め、資格がない大工職の仕事を奪うものとして自民党案に反対の態度を決め、また、日本建築士連合会にも撤回と抗議の申し入れを行いました。建築士法改悪は私たちのたたかいによって自民、社会党などが、①2級建築士については臨時選考で免許を与える、②技能者養成による3年間の習得期間を修了した者は受験資格を短縮する、などの一部修正を行ないました。

その後も、東京土建、土建総連は、建設省、中央建築士審議会や都の建設局などへ、60回以上におよぶ要請、陳情を行ないました。建設省から①実務経験20年以上（実務経験は17歳から起算）のものは無審査で資格を与える、②組合が開く講習会は十分尊重する、③都道府県選考委員会には、土建の代表をいれる、などの回答をえきました。さらに、中央建設審議会は、「無審査の基準」を①実務経験20年以上、②15年以上の実務経験で2年以上の棟梁の実績があるもの、③工事实績、技能者養成指導員（①②と同等以上の知識技能を有すると認められる者）、などとし無審査で資格を与えることになりました。これによって、大工職の既得権を擁護することができました。

(2) 2級建築士取得運動—支部毎に講習会、支部の確立がすすむ

建築士法「改正」が1958（昭和33）年1月施行されることになりました。1957（昭和32）年5月東京土建は、「2級建築士取得と組織拡大を結びつける運動をしよう」と訴え、17支部（18支部中）で大工集会（総決起大会）を開き、のべ2,682人が参加しました。支部毎の講習会は、行政区の後援を得て区長がいさつ、区の建築課長や都の技師が講義しました。各支部でビラを作成して、未組織、地域の仲間にも呼びかけ、のべ2万2,033人が参加、東京土建の仲間は1,690人の組合員が2級建築士を取得しました。

資格取得運動は、建設産業の合理化に反対する闘争という側面と、もう一方で技能労働者としての要求を充足させるという面を持った闘争でした。組合が、資格取得という技術・技能要求に応える運動を本格的に展開したことで、組合の権威と期待が高まるものになりました。

2級建築士合格者発表を報じる機関紙「けんせい」(1968年)

6. 職業訓練所開設（1958年）——技能者養成にとりくむ

戦前の技能者養成は、徒弟制度（日本では、江戸時代、商工業者になろうとする徒弟が、親方の家に起居して修業し、一定の年季を経て、はじめて一人前になった制度）のもとで行なわれてきました。徒弟制度は、①住み込み、②低報酬、③長時間労働に家事、子守り、食事の世話、などが加わり休みは盆と暮れだけという問題もあり、戦後は廃止されます。

戦後の職業訓練は、労働基準法による事業所内訓練と、職業安定法による公共職業補導所による職業補導を主目的に行なわれてきました。

東京土建の技能者養成所は、1953（昭和28）年5月8日、開所しました。青年を中心に週2回の授業で建築技能を学ぶとともに、生徒の自治会もでき、うたごえなどの自主的活動も行なわれました。ボランティアの先生や大学院生の協力で運営されましたが、様々な困難があり長く続きませんでした。

1958（昭和33）年7月になると、高度経済成長による技能労働者不足を背景に、事業所内と公共職業訓練を一本化して、技術・技能の教育を職業訓練所で行なう職業訓練法が制定されました。その第12条には労働組合による職業訓練と第16条の事業主の共同職業訓練が規定されました。

東京土建のなかでは、親方層を中心に後継者問題に対する要求が強まり、新宿支部は、第16条の規定にもとづき、1958（昭和33）年11月8日、東京土建新宿職業訓練所を開設し、生徒83人で週2回の授業が行なわれました。1960（昭和35）年からは職業訓練は本部一括で行なう方式となり、東部職業訓練所、中野建築技能者共同訓練所も開設しました。

しかし、職業訓練についての深い理解や意義、開設する理由について討議が不十分であったため、職業訓練所の運営は困難を極め、関係者の大変な努力によって支えられていました。

この職業訓練所は、1967（昭和42）年に法人格を取得して東京職業訓練協会となりました。1976（昭和51）年3月まで18年間にわたって開講し、多くの青年組合員を迎えて修了生として送り出し、その中から東京土建の幹部も数多く生まれました。

7. 東京土建の組織確立——要求にもとづく拡大と支部の確立

1950年代の組織推移

組織 人員	3,200	3,200	1,300		2,300	2,300	2,900	3,450	3,989	4,569	7,056	7,293	8,673	10,000	15,000
年月	50.6	51.7	52.5	53.5	54.5	55.4	56.4	56.6	56.1	57.4	57.12	58.4	59.1	59.7	59.12
大会	4回	5回		6回	7回	8回	9回			10回		11回	12回		

(1) 日雇健保、けい肺法と結合して拡大（1953～56年）——4千人に3倍化

メーデー事件で組織が壊滅的な打撃を受け存亡の危機にあった東京土建は、日雇健保改善闘争、けい肺法制定闘争（1955・昭和30年）の成果（要求）に結びつけて組織を拡大し、1952（昭和27）年の約1,300人から1956（昭和31）年10月には、約4,000人と3倍化

しました。10月7日には、4,000人達成と組合結成10周年を記念して、祝賀会（豊島公会堂）を組合員・家族含め1,200人の参加で催しました。

日雇健保制度を獲得したことによって、組合運動への自信と自覚が活動家の中に生まれ加入が促進され、「組合加入者のほとんどが日雇健保をつうじて」「新しく加入した人が次から次へと組合員を増やしている」「組合員の約9割が日雇健保に加入」（1956・昭和31年）という状況を作り出しました。

（2）2級建築士取得運動（1957年）—大工組織化と支部確立で7千人に発展

「改正」建築士法が1958（昭和33）年1月施行されることになり、東京土建は、2級建築士資格取得の運動を進めるとともに組合員拡大にとりくみました。当時町場を中心に建設産業で重要な役割を果たしていた基幹職種の大工職が組合に大量に加入し、組織が急速に拡大されました。

1957（昭和32）年は、臨時選考で2級建築士の資格が取得できるようになり、1年間で3,000人を拡大し、4,215人から7,056人へと組織を前進させました。この拡大成果は、54年度が100人、55年度が560人、56年度が1,500人だったのに比べ、「飛躍的な増加」（第11回大会）と評価できるものでした。1958（昭和33）年2月の組合員7,293人のうち、大工職が3,414人（他に、石工705人、塗装工432人、左官406人）と、東京土建の半数近くを占めることになりました。

また、この時期に支部の役員会が確立、財政が安定、常任書記の配置が進み、支部の自立を促し、12支部から21支部（1950年代末には都内21支部三多摩1支部の22支部体制に）へと前進、組合の影響力を飛躍的に高めました。

この活動を通じて支部が独自に大量宣伝、大工集会、講習会などの運動を進め、自立するという、組織の確立と発展の上で貴重な経験をつみ、「それぞれの単位組織は、その独自活動により確立される」という教訓を学びました。

（3）日雇健保加入促進大運動（1958-59年）—1万5千人に倍加

1958（昭和33）年の第11回大会は、7千から1万5千人の組合をつくる目標をかかげ、翌年のはじめには8,500人になりました。1959（昭和34）年は、国民健康保険制度（国民皆保険・強制加入）1月施行、東京都の国民健康保険10月実施が予定されていました。組合は、「国保ができれば、組合がつぶれてしまうのでは」という危惧もあり、それを克服するために、地域町内会をまきこんで各行政区毎に「国保をよくする会」や社会保障推進協議会をつくり、日雇健保への加入運動と国保をよくする運動（国庫補助〈療養給付費の20%・調整交付金5%〉と給付率5割の引き上げ、待機期間の撤廃〈2カ月〉、建設労働者は日雇健保の適用など）を統一して進めました。

健保の未適用者として残されている全都20数万人の未組織の建設労働者を日雇健保に組織するため、本・支部に日雇健保加入促進委員会をつくり、日雇健保と国保の比較表を作成してそれぞれの内容を周知し、ビラ（2回・各6万枚）、ポスター（9,500枚）、しおり（1万9,800枚）、『けんせつ』号外（5万5,200部）、宣伝カーなどかつてない大量宣伝を実施しました。

また、「国保実施に際し、健保で組合を2倍にしよう」と呼びかけ、4、5、6月の

第1次拡大月間、7、8、9月の第2次拡大月間を全力でとりくみました。支部では、説明会を開き、電話帳からの名簿作成と郵送、戸別訪問を行ない、日雇健保への加入を訴えました。7月下旬には組合員1万人、1959（昭和34）年12月には1万5千人に到達し目標を達成しました。

8. 青年部結成（1958年）——協定賃金運動の先頭に

東京土建の「青年部は、協定賃金運動の先頭にたつたなかで確立されてきた」（第15回大会）といえます。1957（昭和32）年の東京土建第10回大会で、「青年部を本部の専門部の一つとして設置する」ことが決まり、翌1958（昭和33）年3月16日、青年部第1回大会が大崎の勤労者学園で開かれました。当時は、10支部に青年部が組織されていました。

結成された青年部は、その後1961（昭和36）年の本格的な協定賃金運動や「3万から5万へ」のスライド上映など組合運動で重要な役割をはたす中で、発展していきました。



青年部第1回大会（1958年）



青年部・ブラスバンド隊先頭にメーデー行進（1958年）

| 第5章 |

協定賃金運動と
日雇健保廃止反対闘争

1960年代・「3万から5万へ」掲げ飛躍

東京土建は1952（昭和27）年以降、50年代を通じて今日にいたる発展の土台を築き上げました。その上に立って1960年代には、最初の大きな飛躍を経験します。

それは、第1に、1961（昭和36）年以降本格的に展開する協定賃金運動とその成果によって、第2に、50年代の運動の成果と協定賃金運動の成果を組織拡大にむすびつける総括運動によって、第3に、1964（昭和39）年以降の日雇健保廃止反対闘争で、「社会保障闘争に対する大衆的な認識と自覚を高め、東京土建を日本の社会保障闘争の中心部隊に成長させる」と同時に、組織的で大衆的な拡大運動と組織再編で急速な組織拡大を成し遂げます。

こうした時期の幕開けは、60年安保闘争の高揚にありました。

1. 60年安保闘争高揚——春闘、社会保障闘争の前進に結びつく

日米安保条約の改定は、片務性の解消と、在日米軍の日本防衛義務の明文化のためとされました。しかし、全土基地方式（日本全国で米軍が望むところはどこでも基地にできるという内実を指す呼称）はそのままだし、日本に軍備増強と日米共同作戦への参加を義務づける内容があり、日本をアメリカの軍事戦略に深く組み込むものでした。

その特徴は、アメリカ軍の基地を残し（第6条）、新たに日本に軍事力の増強（第3条）と日米共同作戦の義務（第5条）を負わせ、経済面での対米協力（第2条）を義務づけるもので、日本をアメリカの引き起こす戦争に巻き込むものでした。

1959（昭和34）年3月結成された「安保条約改定阻止国民会議」（安保共闘・総評、中立労連、社会党など13団体が幹事団体、共産党はオブザーバー）には、百数十団体、数百万の人々が結集しました。この統一戦線は、地域共闘が全国2,000カ所で組織され、1年半のあいだに23回の統一行動、2千万人の請願署名を国会に提出しました。

1960（昭和35）年1月19日、岸首相は渡米して新安保条約に調印、5月19日深夜、自民党は衆院本会議で右翼や警察官を導入して、新安保条約承認を強行採決しました。この議会制民主主義破壊の暴挙に、新安保条約反対のたたかいは新たな高揚の段階に突入、6月4日の抗議ストライキは、日本労働運動史上最大規模の560万人が参加、6月18日には国会に33万人（東京土建は380人）が押し寄せました。6月19日午前零時、33万人が国会を取り囲む反対世論のもとで、参院での審議が全くないまま予算と条約についての憲法の規定（参議院が衆院の可決後30日以内に議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決と

する)により自然承認させられてしまいました。

安保闘争は、新安保条約の成立は許しましたが、アイゼンハワー米大統領の来日を阻止し、岸内閣を6月23日総辞職に追い込みました。この政治闘争の高揚は、その後の春闘などの経済闘争や、社会保障闘争の前進に結びついていきました。

2. 新安保体制と高度経済成長下の労働運動——労使協調路線強まる

(1) 60年安保闘争後(1961年)——統一戦線の分断へ懐柔政策

1959(昭和34)年春から1960(昭和35)年秋までの1年半、安保条約の改定に反対する闘争が高揚しました。60年安保闘争は、「安保条約改定阻止国民会議」に右派系の全労会議や新産別が参加せず、逆に共産党が参加し、「右から左への戦線拡大」となり社共間の協定のない緩やかな統一戦線が形成されました。

時を同じくして「総資本対総労働のたたかい」(財界が三井鉱山を、総評が三池炭鉱労組を全面支援)といわれる三井鉱山系の炭鉱で日本最大の三井三池争議(1,492人に退職勧告、それに従わない1,278人の指名解雇。労組は解雇撤回求め無期限スト、会社はロックアウトで全面対決)が、1959(昭和34)年8月から60年11月にかけて1年以上も展開されました。

三井三池争議の背景は、日本独占資本がアメリカのメジャー(第2次世界大戦後から1970年代まで、石油生産をほぼ独占した国際石油資本)が支配する中東原油を大量に輸入することで、石炭から石油への「エネルギー革命」(合理化)を推進し、膨大な利潤の獲得を目的にしたことにありました。このたたかいは、指名解雇を自発退職とする中労委あつせんで収拾され、組合側の敗北に終わります。

日本とアメリカの支配層は、米大統領の訪日中止を引き起こした60年安保闘争などに示された日本の労働者階級と民主勢力の戦闘的な力量に、大きな衝撃を受けます。その力の根源が社会党、総評や共産党を中心とした民主勢力の統一にあるとみて、新安保体制下での反共と分断の政策を強めます。

1961(昭和36)年に成立したケネディ米政権は、同年4月に日本大使に就任したライシャワー(ハーバード大学教授・「日本生まれのアメリカ大使、日本人妻」など「親日家」といわれ人気を博す)を中心に、安保反対勢力のうち共産党を孤立化させ、社会党や総評、中立労連に加盟する労働組合の内部に安保体制を支持する反共と労使協調路線を育成する「懐柔と分裂政策」(ケネディ=ライシャワー路線・社会党、総評、左派の知識人との積極的対話。大量の労組指導者をハワイやアメリカに長期滞在させる訪米プログラム〈人物交流事業〉など)をすすめました。

(2) 「所得倍増計画」と労働運動(60年代前半)——「日本的労働組合主義」に

安保条約改定闘争によって打倒された岸信介政権(1957年2月25日—60年7月19日)は、池田勇人政権(1960年7月19日—64年11月9日)に代わりました。池田首相は、安保闘争の余韻を断ち切ろうと、「低姿勢」「寛容と忍耐」をスローガンにかかげ、「国民所得倍増計画」(1961年からの10年間に工業の高度化と国際競争力強化で名目国民所得を26兆円に倍増させる計画。結果は、インフレもあり計画を上回る)を発表して、1955(昭和30)年に始まった

高度経済成長政策を推しすすめました。毎年数十万人の労働者が、農村から都市へ工業・サービス労働者として流入しました。

日本経済は1961（昭和36）年には鉱工業生産は戦前の約4.2倍（実質G N Pは約2.7倍）に拡大する順調に成長を続け、技術革新も進展、賃金・経済水準も向上し、経済大国へと変貌します。これには、日本生産性本部が設置され「生産性向上運動」という名の「合理化」運動に労組も貢献する「労使協調」の潮流が強まり、国際競争力も飛躍的に上昇していきます。

総評は安保、三井三池闘争後、社会党再分裂（1960年1月・社会党右派の国会議員が離党して民社党を結成）、社会党内に構造改革路線（右派）の台頭もあって組織内動揺も生み、合理化反対闘争から合理化必要性の容認、経済闘争重視を基本に政治闘争も強化する「日本の労働組合主義」に転換していきます。

日米支配層の労働組合運動の右傾化政策が強められるも、1964（昭和39）年5月新しい右派的潮流であるIMF・JC（国際金属労連日本協議会＝金属機械4産別単産で結成）の結成に続いて11月、同盟（総評に対抗し、民間産業が中心に労使協調と反共主義を掲げ結成された「全日本労働総同盟」の略称）が発足、労働4団体（総評、同盟、中立労連、新産別）時代が固定化しました。

（3）「経済大国」と政治闘争激化（60年代後半）—経済成長のヒズミが問題化

1964（昭和39）年11月、「吉田学校」（吉田茂を支えた高級官僚出身者が多数を占める国会議員グループ）の政治重視路線を踏襲した佐藤栄作政権が登場しました。

佐藤首相は内閣成立後ただちに、米原子力潜水艦の佐世保入港を受諾、さらに翌1965（昭和40）年1月ジョンソン米大統領との共同声明（ベトナム侵略戦争に積極的協力、日米共同作戦体制強化など）、同年10月の臨時国会召集（日韓条約の批准）と矢継ぎ早に政治課題の処理を試みました。

ベトナム戦争は、1965（昭和40）年2月の「北爆（北ベトナムへの米軍爆撃）」開始、翌1966（昭和41）年ハノイ、ハイフオンの非戦闘地域への爆撃とエスカレートの一途をたどり、総評を中心とした反戦平和闘争を燃え上がらせます。対立していた社共両党も「一日共闘」方式で共闘を再開させました。

60年代後半は、日韓条約（韓国を朝鮮半島唯一の合法的な政府と認め、日本と韓国の国交正常化を決めた条約。日韓双方で、南北分断が固定化への懸念、および戦前の両国関係の清算や戦後補償の取り決めがあいまいで、先送りされたことも多く、激しい条約締結反対運動も起こった）批准反対闘争、ベトナム侵略戦争反対・ベトナム人民支援の運動、70年安保闘争、沖縄返還闘争、大学紛争など次々と活発な運動が展開されました。

日本経済は、東京オリンピック（1964年）後に一時的に不況に陥ったものの、戦後初の赤字国債発行などの景気刺激策もあって、超スピードで景気回復、1970（昭和45）年まで、57カ月にわたる「いざなぎ景気」（1965年11月～1970年7月）を持続しました。1968（昭和43）年には、国民総生産（GDP）が西ドイツを追い越し、アメリカに次ぐ世界第2位の「経済大国」といわれるようになりました。1970（昭和45）年の大阪万博が「繁栄」の頂点で、「昭和元祿」といわれました。その反面、物価の急騰、公害問題、都市と地方の経済・文化の格差、過密と過疎、社会資本の整備の遅れなどの問題を引き

起こしました。

労働力需給はひっ迫し、春闘では1965（昭和40）年以降連続して10%以上の賃上げを記録、経済成長はとどまることなくすすみ、国際競争力強化のための企業集中、合併などの産業再編、企業基盤強化のための合理化、体質改善が急伸しました。

こうした経済発展・開放化は、労働運動にも反映、階級闘争強化の方向をとる総評とは別に、輸出関連産業を軸とする民間労組の力を向上させ、労働運動の労使協調主義（右傾化）を促しました。総評は、1960年代後半以降組織的に停滞、一方で同盟は組織を伸ばしました。中でも、IMF・JCは力を増大、67年春闘では「JC春闘」といわれるなど、官公労主導から民間主導へ、労働運動は変質しました。

3. 60年代初頭の建設産業——大規模化で大きな変化もたらす

1950（昭和25）年に始まった朝鮮戦争による特需ブームをきっかけに日本経済が立ち直り、朝鮮戦争による蓄積を背景に1951（昭和26）年、大都市にビル・ブームがおき、建設業も立ち直っていきます。

協定賃金運動の本格的展開がはじまる1960（昭和35）年代初頭の建設産業は、建築ブームで各種プラントの建設、大規模インフラの整備などが盛んに行なわれ、急成長を遂げていました。1955（昭和30）年から1962（昭和37）年の7年間に、工事量が名目価格で約3.5倍、実勢価格で約2.5倍に拡大します。年間の建築面積も、1955年から1961年のあいだに約2.3倍、土木も道路が約6.6倍、港湾が約5.5倍、住宅建設も工事量が2.6倍以上の伸びになります。

こうした建設事業の拡大は、技術的、社会的な関係を大きく変えました。まず第一に、鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造の述べ面積3千平方メートル以上の建物が、この6年間で数が5倍、面積で約5.5倍に大規模工事が激増しました。

第二に、工事の技術が大規模で高度になりました。ひとつは、機械の利用度が高まり、施工過程の技術が高度化、もう一つは、木造以外の建物が増え、生産物にも高度の性能が求められるようになりました。

新しい建材（生コン、コンクリート製品、建築用セメント、軽量型鋼、ボード、プラスチック・タイル、ベニヤ合板など）の進出や電動機械の利用度が高まって現場加工が減り、工事の内容が技術的に高度になりました。

建材に鉄鋼会社が進出し、新建材が半製品化され、プレハブ住宅や組み立て建築や建設材料に他の部門が進出してきます。永大産業、大和ハウス、松下電工、日本鋼管、三澤木材が戸建てプレハブ住宅の生産を開始するなど、建設業界に大きな変化が occurred しました。

第三に、新建材の登場は、建設業の工程に大きな変化を与えます。材料の現場外での加工は、現場での加工の工程を部分的になくすことを意味し、左官（内装ボード類）、塗装工（化粧ボード）、木舞（石膏ラスボード）の領分をおかしました。

4. 全建総連の結成（1960年）——建設労働組合の統一

1952（昭和27）年の土建総連の結成後、日雇健保制定闘争とその後の改善闘争、東京における協定賃金へのとりくみなど、社会保障と賃金の要求で、建設労働組合の共同が一定の前進をし、建設労働戦線の統一の機運が高まり組織合同の協議がすすめられていました。

1960（昭和35）年5月17日、土建総連、全建労、東建産の三組合が土建労組統一準備会を結成し、同年11月24日、「すべての建設労働者は全建総連に結集しよう」のスローガンを掲げ、「加盟組合の自主性を尊重する連合体」として全国建設労働組合総連合（全建総連）の結成大会が中野公会堂で開かれました。土建総連350組合5万8千人、全建労49組合1万2千人、東建産11組合3,080人の3つの組織が合同し、7万3千人の建設労働組合の全国組織が誕生しました。



全建総連結成大会（1960年・中野公会堂）

東京土建からは、書記長に唐沢平治、中央執行委員に小木勝三郎、門田清、伊藤清、久保田保太郎の役員を送りました。

1961（昭和36）年6月15日、全建総連東京都連を結成し、都連事務局長に門田清が選出され、「昭和36年度協定賃金決定に関する決議」を採択して、協定賃金運動が大きく前進する出発点となりました。

5. 協定賃金運動の本格化（1961年）——親方・職人が統一して運動

(1) 1950年代—情勢が未成熟、親方層が不理解、大衆的運動できず

戦前、戦後、太子講とか同業者組合は、職人の協定賃金を決められていました。それは、職人の最低生活を保障する意味と、もう一つは賃金がばらばらだと見積もりの時に親方が困るからでした。

私たちの協定賃金運動は、町場の組合員が自主的に賃金を決め、主として勤労者の施主に向けて地域で公表宣伝し、その賃金の獲得をめざす運動です。

1950年代には、賃金闘争方針の探究と模索が行なわれました。毎年の大会で協定賃金の方針が出され、1953（昭和28）年には、土建総連、全建労など6組合で東京土建労働者賃金協定委員会が発足して都民にビラで訴えるなどの行動も行なったこともありました。50年代は、「運動方針というより問題提起の段階」（第7回大会・1954年）、「情勢が未成熟で全く手がつかなかった」（第9回大会・1956年）という水準にとどまりました。

1959（昭和34）年第12回大会は、協定賃金運動の方向性について、①「一つは親方が施主から取り下げるための協定賃金をつくる」こと、②もう一つは、「8時間労働と保険料を含んでいくらという最低賃金方式」を貫くことを決めました。翌1960（昭和35）

年には、こうした方針にもとづいて、大きい協定賃金表5千枚、名刺型5千枚、支部での手書きポスター、区内を宣伝カーで訴えましたが、親方層にある消極的な傾向や不理解を克服するに至らず、大衆的な運動を作り出すことができませんでした。

(2) 運動の本格化(1961年)―春闘や拡大など客観的、主体的条件成熟

東京土建が協定賃金運動を本格的に開始したのは、1961年(昭和36年)からです。協定賃金運動が、一気に本格的な運動に発展させることができたのは、次の客観的、主体的条件が成熟してきたことにあります。

60年代の客観的条件としては、①日本経済が1955(昭和30)年以来、民間大企業を中心とした設備拡大によって年率10%程度の成長を続ける高度成長時代に入り、②池田内閣の所得倍増計画で公共投資が大幅に増額され建設産業は未曾有の好況を呈し、③建設産業従事者が1951(昭和26)年の130万人から1960(昭和35)年の230万人に増えたにもかかわらず、④建設技能工育成には一定の年月を必要とすることから、建設産業でも大工・左官25万人、土工15万人など40万人の建設技能工不足となるなど、高度経済成長が建設労働市場で建設労働者と中小零細の業者に有利に働きました。

それに、1955(昭和30)年から開始された日本全体の賃金運動である「春闘」に連動し、その一部として機能したことにあります。

主体的条件としては、第1に東京土建が1952(昭和27)年のメーデー事件による「第一の試練」を克服し、1万5千人の組織に成長していたこと。さらに、全建総連7万数千人、東京都連が結成され、協定賃金の性格を労働者・職人の「手取り賃金」とする合意が形成され、これを基礎に単価を決定する本格的で統一的な賃金引き上げの運動にとりくむ条件が整ったことです。

第2に、物価が上がり春闘による賃上げが毎年実現するなかで、建設労働者の賃金はほとんど動かず1日700円から800円で張り付いていたこと。建設労働者の平均賃金は月1万9千円で、平均21歳の繊維女子労働者(2万円)より低い水準で、生活実態はどんどん悪くなっていました。職人は「土建には将来がない」と離職が相次ぎ、親方は「職人の来てがない、小僧になり手がなし」と死活問題になり、賃金の引き上げ要求がかつてなく高まったことです。

第3に、1961(昭和36)年3月の全建総連賃金代表者会議などで、50年代の総括と反省の上に、各地の協定賃金引き上げに成功した運動経験が交流され、協定賃金運動への不理解と消極性(賃金運動は、役員会などで議論にならず、「白河に関所を設けて東北から安い賃金の職人が来られないようにするしかない」というのが当時の話のおち)の克服と全国的展開への確信が深められたことです。

第4に、春闘が安保闘争高揚の余波で、春闘の歴史上民間も公労協もはじめてストライキをかまえ、中小企業の組合も含めて大幅な賃上げを実現していたこと、などがあげられます。

(3) 土建労働運動史上初の大集会、大宣伝―東京中にステッカー貼りだす

全建総連は、1961(昭和36)年7月1日を全国いっせい統一協定賃金実施日とし、全都土建職種別賃金協定委員会が結成され、大工1,500円、とび1,300円、左官1,700円、石

工1,800円などの「土建職別賃金協定表」を作成しました。青年部が行動の先頭に立ち、本・支部の幹部活動家によって、東京中の電信柱にステッカーの貼り出しを行ない、ビラをまき、宣伝カーを運行し大宣伝を行ないました。

1961（昭和36）年8月10日、日比谷野外音楽堂で歴史的な「協定賃金引上げ・工事単価適正化要求中央総決起大会」が開かれ、全国から4千人（東京土建2千5百人）が参加しました。集会後、東京駅八重洲口までデモ行進、建設省、大蔵省、労働省へ、集会決議を持って交渉団が向かいました。この集会は「土建労働運動史上はじめての大会」（第15回大会・1962年）でした。東京土建は、全組合員に100円カンパを呼びかけ、協定賃金運動の先頭に立って奮闘しました。

このたたかいは、テレビ、ラジオ、新聞などでも取り上げられ、社会的反響を呼び、組合内部を刺激し、一層運動を活発にしました。



史上初日比谷野外音楽堂での総決起大会(1961年)

(4) 賃金引上げ—1日700円が1,300円、各方面に重大な影響与える

協定賃金運動の成果は、第1に、1960（昭和35）年には700円程度であった大工の賃金は1961（昭和36）年の「中央総決起大会」を前後するたたかいによって、その年の暮れには、数十万人の未組織労働者をふくめて、「大工の標準賃金は、ほぼ1,300円にすることができた」（第15回大会）という大きな成果を収めました。



青年部・オートバイで協定賃金パレード(1962年)

協定賃金の引き上げを受けて、臨時国会では国会史上はじめての建設単価の補正が行なわれました。さらに、東京市長会は、全国市長会として政府に適正単価引き上げを要請するよう働きかけ、都営住宅の予定価格の大幅引き上げ（労務費3～4割アップ）、建設省の大蔵省への概算要求も、公営住宅を2割～3割5分、公庫住宅を2～3割、大

工の労務賃金を3割引き上げるなど、各方面に重大な影響を与えました。

第2に、要求への確信がすすみ、賃金格差の縮小を促し、PW（労働省の「一般職種別賃金日額表」のことで、公共工事において「最高賃金」を規定、賃金を釘づけするテコの役割を果たす）の廃止を実現、その後の60年代の協定賃金運動の出発点を築きました。

第3に、賃金以外の労働諸条件改善のたたかひの発展で、日曜休日制要求、建設業界における待遇改善の働きかけ、寒冷地における一人親方への失業保険特別適用運動を前進させました。

建設業界では、それまで建設労働者を、砂利やセメントと同じ資材課で扱ってきましたが、労務課を作り、「飯場」を「宿舎」と呼び変えるなど、建設労働者の待遇改善をはかる動きを強めました。そして、政府も、積雪寒冷地の建設労働者、一人親方に失業保険を特別に適用することを認めました。

この協定賃金運動はその後、1970年代半ばまで10数年間にわたって着実な成果を上げました。

(5) 賃金運動成功—親方と職人が統一、賃金要求で成果、将来に希望と確信

当時の職人は、「大変みじめで貧しい生活をしており、劣等感と宿命感に打ちのめされ、世間様に対して、大きな顔向けができないという気持ちが非常に強かった」「しかも、自分の生活をどうやって変えていっていいかわからなかった」（門田清書記長）と言われていました。

協定賃金運動の成功は、東京土建の運動にとって重要な意義をもちました。

それは、第1に、日雇健保やけい肺法などの成果とは異なる、賃金という労働組合の一番根本的な要求で成果を上げたという、労働組合らしさを獲得したという確信を生んだことです。「明治以来100年、自分の力で自分の賃金や生活を変えることができなかった土建の労働者が、そういう運命を変えた」（同）という自信を持ち、自分たちの将来に希望と確信を持ちはじめました。

第2に、個々の親方と職人の間に当初は存在した賃金をめぐる矛盾や対立（賃金を払う人と賃金をもらう人）が、協定賃金運動を通じて、まったくなくなったわけではありませんが、「協定賃金を基礎として、工事単価を引き上げ、ともに生活を改善することができる」（第16回大会・1963年）ことが明らかになりました。

協定賃金の直接の宣伝と要求の相手は、他の民間産業の場合の資本家と異なって、多くの場合は勤労者である施主ということもあり、親方と職人が基本的には統一してたかえる状態に変化したことです。

6. 協定賃金運動と組織拡大（1962年）—総括運動が必要不可欠

協定賃金運動のもう一つの意義は、「大衆闘争の総括が大衆の自覚を高め、さらに大衆行動と組織を発展させる」（第17回大会・1964年）という教訓を学んだことでした。

1962（昭和37）年には、協定賃金運動は成功したものの組織は拡大しませんでした。そして、組合に入っていないなくても賃金引き上げの恩恵は受けるため、賃上げ運動だけで

は組織は拡大しないという考えが広がりつつありました。したがって、本格的な大衆行動による賃金引き上げの成果への確信が組織の拡大につながるためには、総括運動が必要不可欠であり、重要です。

12月から「東京土建を3万から5万へ」の幻灯（スライド）上映による「生活と組合の関係を明らかにする」大衆的な総括運動が始まります。幻灯上映の先頭に立ったのは青年部で、懐中電灯を持って群長のうちを訪問し、そこに組合員に集まってもらい上映しました。

総括運動では、「俺たちの貼ったステッカーが日本の国を動かした。長い間でできなかった俺たちの賃金を1年で倍にした」「団結してたたかえば、自分たちの生活も世の中も変えることができる」確信を深めました。

第17回大会（1964・昭和39年）は、「正しいたたかいとその総括を通じて組織は拡大強化される」「たたかい—総括—たたかい。たたかって学び、学んでたたかう」「私たちが組織の拡大強化をはかる目的は、たたかいを発展させ、生活を改善させることである。組織の拡大強化は、たたかいの発展にかかっている。たたかいを通じて組織は発展し、組織の発展によってたたかひもまた発展する」ことを教訓として定式化しました。

7. 日雇健保廃止反対闘争（1963-70年）——組織の存亡かけたたたかう

（1）大蔵省の「健保と日雇」統合案撤回させる

——提灯デモ大きな確信に（1963年）

1962（昭和37）年8月社会保障審議会は、「社会保障制度の総合調整に関する答申及び勧告」を行ないました。答申は、高度経済成長のなかで国民諸階層の格差の拡大を危惧し、その対策として現存する諸制度間の財政調整と制度統合を、自己負担の大幅増を前提に着手する提案でした。

日雇健保は当時、累積赤字138億円、国庫負担60億円、保険料収入50億円、実質国庫負担率7割5分で、膨大な赤字をかかえ制度存亡の危機にありました。厚生省は、私たちの国庫負担大幅増額要求に対して、「5割以上国が負担する保険は社会保険といえない」と拒否し、増額の道を閉ざされ「改善運動は転換期」を迎えていました。大蔵省は日雇健保に対して、政府管掌健保との総合調整案を出しましたが、私たちは強く反対して撤回させました。

1963（昭和38）年度予算第一次内示で大蔵省は、①国庫負担の減額、②保険料の値上げ、③療養期間の延長、④赤字は一般健保と統合して調整、という改悪案を示しましたが、これまた私たちの反対で撤回させました。

日雇健保は、厚生省が問題点を整理して、社会保険審議会に、擬制適用問題も含め制度の抜本的改定案を提出する時期を迎えていました。

東京土建は決戦の年と位置づけ、6・5社会保障拡充中央決起集会（芝中労委会館・1,000人）、8・20全建総連中央総決起大会（日比谷野外音楽堂・7千人）を実施、その前段には7・25全都いっせ提灯デモを23支部で開催し、1万8千人の組合員と家族の参加で成功させました。新たな大衆行動である地域集会の様子は、読売、朝日の各新聞



はじめて街頭に繰り出した提灯デモ(1963年)

ることを誇りにし、幹部活動家はやればできるという大きな確信をつかみ、全国の仲間
に大きな影響を与えました。

とNHKのニュースで取り上げられました。

組合が全都いっせいに街頭に繰り出した例は、戦前、戦後つうじではじめてのことであり、この成功は組合を変えました。今までの組合員であることを内緒にしていたものも、東京土建の組合員であ

(2) 厚生相日雇健保廃止言明

—日雇健保の危機は組織と生活の危機(1964年)

1964(昭和39)年3月、小林武治厚生大臣は、赤字を理由に日雇健保を1965(昭和40)年度末を持って廃止することを打ち出しました。東京土建は、日雇健保そのものを廃止するという最悪の攻撃に、「日雇健保の危機は組織の危機、組織の危機は土建労働者の生活の危機」(第17回大会・1964年)と位置づけ、拡大群長会議(大会に次ぐ議決機関)で意思統一を行ない、群会議、分会役員会を確立して、総決起することを呼びかけました。群会議が精力的に開かれ、約3分の1の組合員が群会議に参加、この会議を通じて群会議が定例化され、分会の役員会の確立がすすみます。

この日雇健保廃止攻撃に、100万人請願署名、地元国会議員はがき要請、衆院選挙区(旧中選挙区制度・東京は7区)ごとの危機突破大会で反撃しました。請願署名は53万人筆が集約され、その中には佐藤栄作前国務大臣や小林厚生大臣、田中角栄大蔵大臣の夫人の署名もありました。危機突破大会は、6選挙区のべ1万2千人が結集して成功しました。

小林厚生大臣は、5月15日の閣議で日雇健保の廃止撤回と赤字改善をはかることを言明しました。日雇健保の廃止攻撃は、緒戦において撤回させる勝利を収めましたが、この勝利は、以後6年余にわたる日雇健保闘争の幕開けを告げる「のろし火」となりました。

東京土建は、小林厚生大臣の日雇健保廃止言明撤回後も、たたかいの手をゆるめず全建総連、全日自労、全競走(全国競走労組)、全林野の4組合で6月18日「日雇健保共闘」を結成、「7・8日雇健保危機突破大会」(日比谷野外音楽堂)を全国から会場の外まであふれる1万5千人(東京土建3千人)で成功さ



日雇健保廃止反対の提灯デモ(上下共に)

せました。その後も、7・25全都いっせい提灯デモ（22カ所2万人）、総評、全日自労、全建総連による8・28総決起大会（日比谷野外音楽堂・7千人）、65春闘統一行動（12月3、4日のべ3万5千人）、12月労働・厚生省講内にテントはって組合員と家族が参加する予算要求闘争など、大衆的なたたかいを繰り広げました。

東京土建第19回大会（1966年）は、日雇健保廃止反対闘争が、「日本の社会保障闘争の様相を変え社会保障闘争は春闘の重要な一環となった」と感慨をこめて記しています。

(3) 保険3法改悪案発表

—43県に共闘組織つくり国会提出断念させる（1965年）

小林厚生大臣の日雇健保廃止言明撤回で、日雇健保の危機が去ったわけではありませんでした。一般健保は、1958（昭和33）年から数年間好調な黒字基調を保ってきましたが、相次ぐ診療報酬の引き上げで、1963（昭和38）年から赤字になりました。

1965（昭和40）年1月佐藤内閣は、総報酬制の採用、保険料の引き上げ（1000分の63から70へ）、国民の負担増（薬代の半額負担）、国庫補助の大幅削減など、保険3法改悪案（健康保険、日雇健保、船員および共済）を発表しました。これに対して、全建総連をはじめ150余の労組、民主団体を結集して「健保・共済改悪反対中央連絡会」が発足、43都道府県に共闘組織が結成されました。保険三法改悪反対闘争は、春闘の高揚と結びついて急速に盛り上がり、日雇健保改悪反対のたたかいも、広範な国民、労働者とともにたたかひの一翼を担うことになりました。

東京土建は、2月16日を前後して13カ所で区労協などとの共闘で決起大会・提灯デモ（全体8,500人・東京土建5,300人）、3月17日春闘統一行動と結合して労働省、厚生省の1階から5階の廊下や講堂を埋めつくしての交渉（全体1万人・東京土建3千人）、8月選挙区別「社会保障突破決起集会」（6カ所4,200人）、10・8日雇健保共闘中央総決起集会（日比谷野外音楽堂・1万人）など、中央社保協、日雇健保共闘の行動の先頭に立ちました。

中央・地域での春闘・秋闘の統一行動と結合したたたかひと労働省、厚生省、都庁前、区・市役所前にテントを張っての座り込みなど、世論の高揚の中で保険3法案の国会提出を断念させました。

特筆すべきことは2月22日、「俺と女房だけでも座り込みに入る」（練馬の組合員）との決意から始まった急造パネル小屋を建てた区役所前座り込みが16支部1分会に広がりました。4月荒川尾久第2分会が「健保改悪反対」「水道料金値上げ反対」「子供の遊び場を作れ」など、地域要求を取りあげた新たな形態による町内提灯デモは、5月から9月にかけて19支部48地域に広がり、内外に大きな反響を呼び、保守的と言われた町内に新しいいぶきを吹き込みました。



練馬区役所前に座り込む練馬支部の仲間(1965年)

(4) 審議会設置法(日雇健保の墓場)提出

—豪雨の中集会成功させ廃案(1966年)

1966(昭和41)年政府は、健保闘争の高まりをまえに、従来の労、使、公益の三者構成の社会保険審議会では改悪案作りは困難と考え、政府が任命する委員で構成する臨時医療保険審議会設置法案を提出しました。

総評や社保協、野党の中は、審議会設置やむなしという空気が支配的でした。東京土建は、こうした空気を一変させ、全国の仲間を励まし、たたかいを有利に発展させるために、「医療保険審議会は日雇健保の墓場」「天下分け目、のるかそるかの対決」と位置づけ、「6・16全都土建労働者総決起大会」(都庁前)を3万人の動員で行なう決意を固めました。



豪雨の中1万5千人の総決起大会(1966年・旧都庁前5会場)

当日激しい土砂降りの豪雨のなかで5会場・1万5千人(東京土建1万198人)で成功させました。これまで東京土建の集会、デモの動員の最高は3千人でしたが、一気に1万人に引き上げる大きな意味を持ちました。全国も呼応して43都道府県でのべ3万人が統一行動を展開しました。このことは画期的なことであり、全建総連が全国統一行動を担える組織に成長したことを示しました。

6・16決起大会の成功をうけて、8月から9月日雇健保・建設業法改悪・小選挙区制反対提灯デモが90カ所1万6千人が参加、11・28全建総連全国統一行動(日比谷野音・野音前広場・厚生省構内)に1万4千人が結集、同法案を廃案に追い込みました。

(5) たたかひの戦線分断狙い健保特例法

—200日の攻防で時限立法に(1967年)

1967(昭和42)年4月政府は、たたかう戦線の分断をねらい最も抵抗の強い日雇健保改悪を1年先送りして、健保特例法(保険料率の大幅引き上げ(6.5%から7.2%)、初診時・入院時一部負担金の2倍増(200円、60円)、外来薬剤費の徴収(1日分1剤15円)など)を特別国会に提出しました。政管健保は、1967年度単独赤字745億円になる見込みが、この特例法実施で109億円に大幅に減ることを見込みました。

東京土建は、1967年度末457億円(日雇健保の赤字見込み)の重みで日雇健保廃止圧力がさらに強まると判断、「健保特例法粉碎のなかにこそ日雇健保を守る道がある」として健保特例法粉碎のために全力をあげてたたかう方針を決定しました。

6・27全建総連中央総決起大会に1万1千人、審議から成立までの約200日間に全国統一行動10回のべ10万人、国会動員60日間のべ約2万5千人、国会請願のべ10回5万人、請願署名300万筆、100万枚にチラシ配布、はがき・電報約50万通、自治体決議150自治体など、戦後最大の医療保障闘争になりました。

同法案は会期末の7月21日、福田赳夫自民党幹事長と成田知己社会党書記長との間で一酸化炭素中毒症特別措置法（炭鉱災害により一酸化炭素中毒症にかかった労働者に特別の保護措置を講ずる法律）と抱き合わせで成立させる妥協が成立、健保特例法は次期臨時国会で成立させることになりました。

健保特例法だけ審議する臨時国会が7月25日召集されました。院外のたたかいによって抵抗姿勢に転じた野党のあいだで激しい対決が繰り返されましたが、民社党西村栄一委員長の2年間の時限立法の提案を受け入れた石井光次郎衆院議長あっせんを社会党が受諾。8月7日衆院、18日参院で可決して健保特例法は強行成立しました。社会党の佐々木更三委員長・成田書記長は、同代議士会で議長あっせん受諾の責任を追及され、辞任に追い込まれました。

健保特例法が2年間の時限立法になったため厚生省は、11月「医療保険制度改革試案」を発表しました。

(6) 日雇健保改悪発表、擬適締めつけ

—厚生省座り込み、全国統一行動（1968年）

1968（昭和43）年は、日雇健保改悪、廃止へ地ならしとなる新規擬制適用組合の認可打ち切り、日雇健保の新規加入拒否、社会保険事務所の被保険者調査（職種・年齢・性別）など日雇健保擬制適用に対し行政の締めつけが強まりました。

東京でも、「逆選択の調査」として、抜き打ち的調査が強行され、調査件数559件のうち約2割が不適合とされました。擬制適用締め付け攻撃は、「日雇健保に賃金が高い親方層が加入している」「二号（愛人）やホステスなど建設労働者以外の加入者もいる」ことなどをことさらに強調し、日雇健保改悪、廃止への世論化をはかりつつ、全建総連の地方組合を各個撃破的に攻撃し、たたかいの力量を削ぐことを狙いとしたものでした。

また、日雇健保「改正」案（①日雇健保制度は残す、②保険料は大幅値上げ、③給付は本人・家族とも7割、④擬制適用は法制化、⑤親方層は排除、⑥厚生省の判断で擬制適用組合を解散できるようにする）が発表されました。全建総連は、擬制適用締め付け強化と日雇健保改悪、廃止の動きに抗議して、日比谷野音・厚生省構内で8・27全建総連中央決起大会を開催、そこに1万2千人（東京土建5,976人）参加して厚生省1階から3階の廊下・階段に座り込みを実施しました。さらに、11月15日から20日までを全国統一行動として33道府県で決起集会、提灯デモが開催されました。

(7) 健保法2年延長、日雇健保改悪案

—4泊5日徹夜国会で日雇廃案（1969年）

1969（昭和44）年政府は、総評が大会で医療保険抜本改悪にはスト権を確立してたたかう方針を決定したため、全面的な改悪計画を正面から強行することは得策でないと判断して、時間切れ寸前の健保特例法案をもう2年間延長することとしました。さらに、運動を分断して全建総連と全日自労を孤立させるため日雇健保の改悪を企図しました。

日雇健保改悪案は、1月7日厚生省案が発表され、社会保険審議会で討議が開始され、保険料大幅値上げ、療養給付の延長を柱とする答申が5月23日に出されました。これに対し共闘内部では、健保特例法は2年間延長で肩透かしを食ってほっとした気分があり

ました。東京土建は、組織再編成でたたかう態勢を確立・強化、闘争資金1人千円カンパを集め、健保共闘3・28都庁前決起大会を2万5千人（東京土建1万2千人）で成功させ、気の抜けた空気を一掃しました。中央集会、審議会傍聴動員、国会動員にのべ3万人、はがき陳情などで反撃。健保特例法は、社会労働委員会で会期末を迎え、政府は一方的に72日間的大幅会期延長。延長国会でも、野党の徹底抗戦で審議は難航、政府・自民党は修正案（特例法を、保険料率、初診時、入院時一部負担を本法修正で定着させる）を提示しました。衆院本会議では記名投票中、突如起立採決に切り替えて、灰皿が飛びかう混乱の中可決。この混乱の責任をとって、石井衆院議長、小平久雄副議長は辞任しました。参院本会議では、各野党の徹底した抵抗と牛歩戦術（議会少数派が強行採決に抗議して、記名投票にあたり牛の歩みのようにゆっくり時間をかけてすすみ投票を行なう議会戦術）で4泊5日を費やす徹夜国会のすえ健保特例法修正を強行可決、日雇健保改悪案・建設業法改悪案は廃案となりました。

1960年代中後半の健保改悪反対、日雇健保改悪・廃止反対のたたかいは、1964年5月の日雇廃止言明の撤回、1965年1月以後の保険三法の2度の廃案のうえ大幅譲歩、1966年の臨時医療保険審議会設置法案の廃案、1969年の日雇健保改悪の廃案など三度も四度も勝利し、政府と自民党に「安保と健保はこりごり」と言わせました。

このたたかひをつうじて当初、多くの組合員がもっていた「どうせやっても保険料は上がる」「日雇健保がだめなら国保に移ればいい」という意識が、何度も勝利する中で、自分たちの力を見直し、組合に対する評価を変えてきました。

日雇健保改悪・廃止反対のたたかひは、1969（昭和44）年暮れの総選挙で自民党が300議席の絶対多数を確保したもとの、日雇健保の「廃案」か「修正」かの攻防が繰り広げられる、1970（昭和45）年へたたかひの舞台を移していきました。



日雇い健保保険証

8. 税金闘争の新たな展開——国税通則法制定と集団申告開始

(1) 国税通則法反対闘争（1961-62年）

——記帳義務の削除など大幅修正させる

1960（昭和35）年代に入り税金闘争は新たな展開を示しました。独占資本、大企業の「高度成長」を支えるために、大衆課税の強化と税法、税制の改悪による税収の増加がもくろまれました。

1961（昭和36）年7月、税制調査会から国税通則法（国税に関する一般法で、国税の納付、徴収、附帯税、更正、決定、罰則などの共通事項をまとめた法律）の答申が行なわれ、国税当局の第一次案が発表されました。第一次案は、ナチス時代の租税調整法をそのまままねてつくられたものといわれ、租税回避とみられる行為に対する罰則の強化（法人格の否定）

や質問検査権の拡大（税理士などへ）など条文のいたるところに権力主義的規定を設け、納税者（国民）の人権を無視したものでした。

この案に、全商連（全国商工団体連合会）や税法学者がいち早く反対をとえ、これが口火となって全国の様々な商店連合会や中小企業組織、自民党の有力支持基盤である中政連（中小企業政治連盟）などから強い反対意見が表明されました。東京では12月、東京土建をはじめ12団体が結集する「国税通則法反対東京連絡会」、翌年2月には中央段階で同様の共闘組織が発足しました。

東京土建や共闘組織は世論に訴え、連日の国会動員でたたかいましたが、1962（昭和37）年4月、自民党の単独多数で国会を通過し成立しました。

国税通則法の成立は許しましたが、前年7月から1年近いたたかいで、政府案にあった零細業者の強く反対する6項目（①実質課税の原則、②記帳義務と推計課税、③資料提出義務、④質問検査権と立ち入り権、⑤官公庁の協力義務、⑥守秘義務）を削除させ、大幅に修正させる成果もあげました。

（2）集団申告のはじまり（1965年）—税対部を確立し自主申告の権利守る

1962（昭和37）年国税通則法の制定により、税務官僚の権限を大幅に強化し、税務署、税務事務所、区税務課が一体となって三税協議会を設置、大々的な税務調査をすすめ、不当調査や不当課税に反対する団体を「特殊団体」として、専門職員までおき、調査や弾圧を集中させました。

東京土建は、「自主申告を認めよ、最低生活費への課税をやめよ」の方針を確立してたたかうとともに、これまでのゲンコツ闘争（権利闘争一本やりで資料収集や記帳を否定する考え方）や組合まかせ、組合の請負主義など、税金運動を一部の幹部に依存する傾向の克服に努めました。そのために、支部税対部を確立して、税対部費も別途集め、日常不断に「税の知識」の研究や部会を定期的に関き、組合員一人ひとりが攻撃に自覚的に立ち向かうようにしました。

1965（昭和40）年荒川支部は、荒川民商とともに税務署に向けて500人でデモ行進し、集団申告を行ないました。この行動は、①納税者の権利を守る、②重税反対を地域住民にアピールする、③税務当局の不当な攻撃を撃退する、という位置づけではじめられたものでした。

翌年から他の地域にも広がり、大衆行動化する方向へと発展しました。1970（昭和45）年より毎年、重税反対全国統一行動として集団申告は全国に広がり、1980年代前半まで、東京土建最大の大衆動員を記録するなどの成果をおさめ、今日まで続けられています。

9. 建設業法・都市三法改悪（1967-69年）—都市改造推進狙う

「高度成長」は東京をはじめ大都市圏への産業と人口の異常な集中を生みだしました。そこで生みだされた都市の過密は、都市機能の低下を生じ独占資本の活動の障害になりました。国際競争力をつけるために、独占資本本位の大規模な都市改造を必要としまし

た。他方、都市の過密状況は、住宅難、通勤地獄、交通事故、公害などのいわゆる「都市問題」を生みだし、都市住民の生活を直撃しました。

東京土建は、第20回大会（1967・昭和42年）で、建設産業の近代化の名のもとに急速にすすめられようとする「合理化」と法・制度改悪、都市改造が、「われわれの仕事を奪い、生活を破壊する問題」として、新たに「合理化対策部」を設置して、仕事と生活を守るための対応を強化しました。

1967（昭和42）年政府は、第55回国会に都市再開発法・都市計画法・土地収用法の都市三法を提出。この国会では土地収用法を成立させ、次の国会では都市計画法を一部修正のうえ成立させましたが、都市再開発法は廃案になりました。都市三法は、東京への資本、情報、人口のいっそうの集中に拍車をかけ、地価の高騰、都心部からの住民の追い出しに道を開き、地域の崩壊をもたらすなど、「都市問題」を深刻化させるものでした。

1969（昭和44）年5月佐藤政権は、独占資本本位の国土・都市政策の集大成として、「新全国総合開発計画（新全総）」（高速道路や高速幹線鉄道、通信網など全国的なネットワークの整備と、大規模産業開発プロジェクト）を閣議決定しました。そのための法制上の整備として、第51回国会に都市再開発法、建設業法、建築基準法改悪案を提出。都市再開発法は成立しましたが、建設業法、建築基準法改悪案は、健保特例法反対のたたかひの影響でいずれも廃案になりました。建設業法・建築基準法の改悪は、引き続き70年に再提出され、これとのたたかひが重要な課題になりました。

10. 革新都政実現（1967年）——「都議会解散」求め提灯デモ

1960年代に東京は、スモッグ（大都会などで、工場や冬の暖房から出す煙が空に立ちこめ、雲・霧のようになったもの）や住宅難など都市問題が深刻になりつつありました。1964（昭和39）年の東京オリンピックにともなう関連事業では、道路建設が中心で都市問題は放置されました。

東京都政は腐敗汚職が相次ぎ、「伏魔殿」と言われ、1965（昭和40）年都議会議長のイスをめぐる贈収賄事件が発覚し、議長を含む17人の自民党議員が逮捕されました。東京土建は、「都知事解職・都議会解散」を要求するリコール運動に積極的にとりくみ、都政に対する要求の実現と参院選勝利をめざして、町内提灯デモを行いました。

都議会解散・リコールの署名は1週間で35万筆を突破、6月都議会は解散し、選挙で自民党は惨敗しました。提灯デモは、21支部23地区で共闘が行なわれ、組合員と家族5,850人、共闘関係3,045人が参加、都議選と参議院選で自民党が敗北するなど大きな影響を与えました。



都議会解散求める町内提灯デモ（1967年）

この提灯デモの成功は、分会の独自活動の始まりという点でも歴史上画期的なものでしたが、選挙闘争の新しいたたかい方としても、選挙に与えた影響という点でも重要なたたかいでした。

1967（昭和42）年都知事選挙では、「東京に青空を」「都政に憲法を」訴えた革新統一の美濃部亮吉候補が当選、革新都政が誕生しました。東京土建は、都知事選挙のもつ意義や各候補者の政策、「けんせつ」紙上で特集し、組合員の政治的自覚を高める努力をしました。革新都政は、1979（昭和54）年まで12年間続きました。

11. 組織拡大と組織再編成—歴史的事業なしとげ3万7千に

1960年代の組織推移（大会時の現勢が不明なところは前後の月を記入）

組織 人員	14,202	15,000	14,936	14,202	18,863	22,909	24,235	26,437	26,238	30,593	32,795	33,200	37,000
年月	60.1	60.4	61.5	62.7	63.4	64.4	65.12	66.4	67.5	68.3	69.5	69.1	69.12
大会		13回			16回	17回		19回	20回			22回	

(1) 協定賃金運動と総括運動（1960-64年）

—組合員が自信深め組織停滞打開

協定賃金運動は、1961（昭和36）年から2年続けて成功しましたが、組織人員は60年15,000人から62年14,202人と、組織拡大には結びつきませんでした。

東京土建は1962（昭和37）年、あらためて拡大の意義（①土建労働者の対立と分裂の思想を団結と統一の思想に変え、自覚を高める運動、②群・分会を確立し、組合員の自発性と積極性をくみあげて、民主的な組合をつくる運動、③要求を高め、統一し、生活を改善する運動）を明らかにし、幻灯上映運動と生活と組合の関係を明らかにする大衆的な総括運動を精力的に展開します。上映運動は、「群におけるたたかひの総括が組合の拡大強化と生活改善のカギ」（第16回大会・1963・昭和38年）とされ、群工作を重点に群会議を開きながらすすめられました。その中で分会・群の確立の重要性が明らかになり、組合員が確信と自信を深めて、拡大運動にとりくむようになります。

幻灯の上映による総括運動は、組合員の自覚を高め、支部の強化、新たな大衆行動である全都いっせい提灯デモを成功（1963・昭和38年）させ、組織も急速な発展をとげ、組合員も2万人（63年18,863人、64年22,909人）を超える最初の飛躍をなしとげます。

協定賃金運動と総括運動の先頭に立ったのは青年部で、この運動を通じて青年部が確立し、多くの活動家を生み出しました。また、各支部で自主的な主婦の集まりがもたれ支部主婦の会も結成されはじめました。

(2) 大衆的・組織的拡大運動（1965-66年）—分会単位の居住地工作試みる

1960年代の組織拡大は、協定賃金運動の成功と、その総括運動によって前進し、1964（昭和39）年4月の第16回大会時には2万3千人弱に達しました。

1965（昭和40）年、日雇健保廃止と建設業法改悪反対のたたかひは、分会単位の提灯デモが成功をおさめ、組合員の自覚を高め、仲間に大きな自信を与え、新しい活動家を

つぎつぎと生み出していきます。

第18回大会（1965年）は、建築士法改悪反対のたたかいで支部の独自活動が支部を確立されたことを振り返り、「分会の独自活動が発展する中で、分会・群が確立、家族ぐるみの運動が推進」していくことを展望し、「東京土建が今ここに新しい発展段階を迎えようとしている」と評価しました。

1966（昭和41）年、それまで大衆運動の発展に比べて遅れていた組織拡大の面で新しい経験が生まれます。拡大運動は、統一行動旬間を設定し、拡大決起大会を開き、従来の仕事上の関係をたどっての拡大工作の限界を突破するものとして、未組織者名簿、加入予定者カードを活用しての宣伝カー工作、分会単位の居住地工作を組織的に行なう「大衆的・組織的総括運動と拡大運動のはじまり」（第19回大会・1966年）と評価され、組織を一回り大きくすることができました。

組織強化では、「本・支部の指導性を高めること、系統的な指導による群・分会の確立、分会独自活動の強化、組合の拡大」（第18回大会・1965年）が当面の中心課題に設定されます。当時3万2千人の組合員のうち約1万人の組合員が居住地外の支部に所属しており、それが一因となって群の確立がすすまない状況にあり、新しい組織政策が求められるようになりました。

（3）歴史的大事業の組織再編成（1968-69年）—組織確立と拡大双方が前進

1968（昭和43）年第21回大会は、群確立が組織と運動の両面から最重要課題と位置づけ、新たな組織政策である居住地別組織再編成を提起します。

1968（昭和43）年10月中央執行委員会で、群（地域）に組合をつくり、組合を民主化し、地域闘争と産業別のたたかいを発展させ組合と生活を守る、ことなどを目的に11月1日を期して組織再編成は実施されました。

組織再編成で、埼玉、千葉、神奈川に14の新支部結成が誕生し42支部になり「民族の大移動」（1万人の組合員が居住地に、そのうち都外に2千人余が移動）というべき大事業の組織再編成が完了しました。

組織再編を通じて、群の確立は10%前後で大きな変化は見られませんでした。分会執行委員会の開催は、43.9%から63.1%と前進しました。

東京土建の結成当初からかかげた「産業別個人加盟の居住地組織」という組織形態が現実のものになりました。そして、地域を基礎に仕事の面でも運動の面でも地域と密接な関係をもつことで、地域における仕事や要求を掘り起し、要求をもとに運動を展開することによって、地域住民の信頼を集めることにつながっていきました。

組織再編を経て東京土建は3万2千人の組織となりました。1969（昭和44）年は、日雇健保が重大の局面にあるなかで、4万人を目標に1～3月、5～7月、10～11月の3回の拡大月間にとりくみ、特に10～11月の拡大月間では、5,500人の拡大を成し遂げ、3万2千の壁を打ち破り、3万7千人の東京土建をつくることができました。

（4）東京土建新会館—渋谷区代々木（木造2階建て）に建設・移転

東京土建は1951（昭和26）年以来、港区白金三光町に本部事務所を構えてきましたが、建物が築50年を過ぎ危険になったことや、運動や組織の発展に見合わなくなったこと



本部会館（鉄筋5階建）落成祝賀会（1972年）

成25周年を記念して、国保組合設立で手狭になった事務所を、同地の隣地を取得して、土地447平方メートル、鉄筋5階建て延べ面積1,276平方メートル、総工事費用1億円で建替

から、1965（昭和40）年に渋谷区代々木2-18に土地を購入、1966（昭和41）年5月17日に落成式を行ない、本部移転を行ないました。

新本部会館は、土地271平方メートル、木造2階建て延べ面積297平方メートル、土地・建物の費用は総計2,500万円で、そのうち1,700万円を組合員の一時借り入れて賄いました。

（その後、1972・昭和47年9月に、東京土建結

12. 主婦の会—60年代活動広がり21支部で主婦の会結成

東京土建の主婦の活動は1955（昭和30）年、荒川支部で3人の主婦と1人の女性書記が集まって、話し合ったことから始まりました。それを皮切りに、各支部で自主的な主婦の集まりがもたれるようになりました。

1955（昭和30）年第8回大会は、「居住地を基礎においているわれわれの組合にとって主婦の役割は大きい」と位置づけ、1959（昭和34）年の第12回大会で本部に主婦対策部が設置されました。1960（昭和35）年には、4回の主婦懇談会が本部の主催で開かれ、交流する中で各支部に主婦の会結成の機運が年を追うごとに高まっています。

1961（昭和36）年の本格的な協定賃金運動で、1日700円の賃金が1,300円に上がる大成果に、家計を預かる主婦は「組合は暮らしを良くしてくれる」と組合への信頼が生まれます。1964（昭和39）年からの日雇健保改悪・廃止反対のたたかいでは、自宅で開かれる群会議や、役員会などの集まりに協力するなかで組合への関心が高まり、地域提灯デモに、主婦も子どもを連れて大勢参加します。1960年代のたたかいの高揚に呼応して、21の支部で主婦の会ができました。

本部主婦の会は、支部主婦の会結成に促され1966（昭和41）年に結成され、支部主婦の会代表者会議が毎月開かれるようになります。1967（昭和42）年8月25日、本部会館で第1回総会を開催し、役員体制が確立しました。



第1回主婦の会総会（1967年）



第5回母親大会に参加した荒川主婦の会（1959年）